

災害時拠点強靱化緊急促進事業
ガイドブック
(第1版)

国土交通省住宅局
平成26年4月

《留意事項》

- 本ガイドブックは、国土交通省の災害時拠点強靱化緊急促進事業制度要綱に基づく、事業の要件、手続き等を紹介するものです（厚生労働省や文部科学省所管の事業名等の記載もありますが、本ガイドブック掲載の事業要件や補助対象は災害時拠点強靱化緊急促進事業に係るものですので、これらの事項に関しましては国土交通省にお問い合わせください。）。
- 民間事業者等が災害時拠点強靱化緊急促進事業を活用する場合には地方公共団体の補助を受けることが必要となるため、本ガイドブックで紹介する内容に加えて、地方公共団体への手続きが必要になります。また、地方公共団体独自の要件への適合が必要となる場合があります。
- したがいまして、事業を実施しようとする場合には、その地域を管轄する地方公共団体に対し、災害時拠点強靱化緊急促進事業に対応した地方公共団体の補助制度の有無や必要となる要件、手続き等を確認してください。

《ガイドブックの構成について》

- 本ガイドブックは、大きく二段構成としており、Ⅰにおいて災害時拠点強靱化緊急促進事業の要件、手続きなど事業の概要を紹介し、後段において事業の要件等の考え方や取扱い等を解説しています。
- 詳しい内容をお知りになりたい場合はⅡの解説を参照してください。

目 次

I	災害時拠点強靱化緊急促進事業の概要	1
1	背景・目的	1
2	事業の枠組み	2
3	補助対象となる事業	3
	(1)一時滞在施設	3
	(2)災害拠点病院	3
4	基礎事業について（上記(1)⑤と⑥、(2)⑤関連）	4
5	補助の内容	5
	(1)一時滞在施設	5
	(2)災害拠点病院	5
	(3)補助率	5
6	申請等の方法	6
	(1)事前協議	7
	(2)交付申請	7
	(3)交付決定	10
	(4)補助事業実施にあたっての留意事項	10
	(5)交付決定の変更の申請	10
	(6)交付決定の取消しの申請	11
	(7)完了予定期日の変更	11
	(8)実績報告	11
	(9)額の確定及び支払い	11
	(10)留意点	12
	(11)情報の取り扱いについて	13
II	災害時拠点強靱化緊急促進事業の解説	14
1	本事業の目的	14
2	用語について	16
3	対象事業について	20
4	補助対象要件の考え方	21
5	国の補助金の交付対象等について	26
6	補助対象の考え方	27
III	関連要綱等	36
1	災害時拠点強靱化緊急促進事業制度要綱	36
2	災害時拠点強靱化緊急促進事業交付要綱	40
3	災害時拠点強靱化緊急促進事業補助金申請等要領	45
4	防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術基準（抄）	47

5	平成24年3月21日付厚生労働省医政局長通知(医政発0321第2号)「災害時における医療体制の充実強化について」	5 1
6	一時滞在施設における帰宅困難者受入に係る協定について ...	5 9
IV	災害時拠点強靱化緊急促進事業に関する問合せ先一覧	6 3
1	国土交通省	6 3
2	文部科学省	6 3
3	厚生労働省	6 3
4	地方公共団体	6 3

I 災害時拠点強靱化緊急促進事業の概要

1 背景・目的

学校、民間ビルや病院等の建築物において、帰宅困難者及び負傷者（以下「帰宅困難者等」という。）を受け入れるために必要となるスペース、備蓄倉庫及び設備等を整備する事業について、国が予算の範囲内で必要な助成を行い、緊急的な促進を図ることにより、大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設の確保を図ることを目的としています。

<用語の定義>

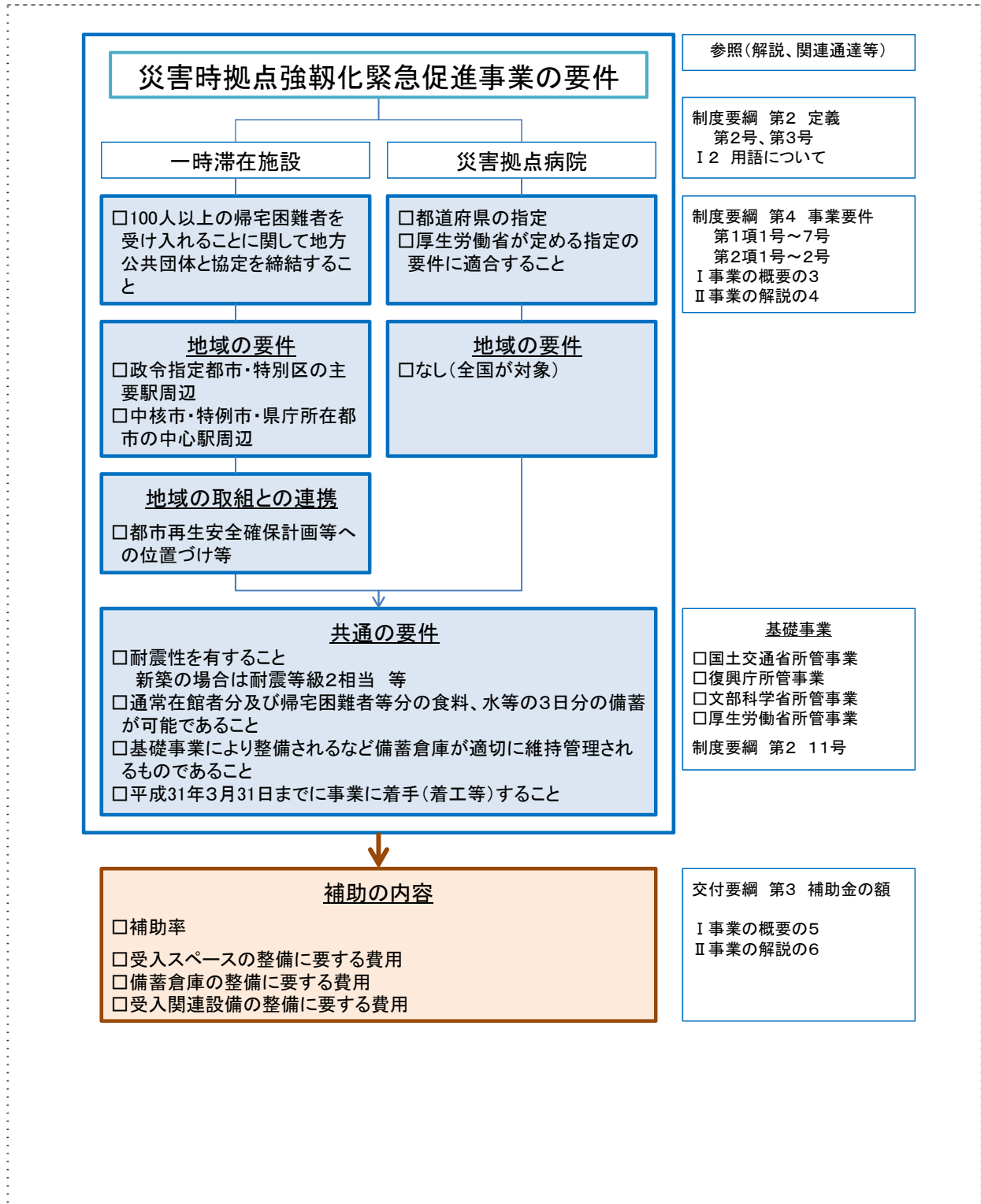
一時滞在施設	協定に基づき、帰宅困難者を一時的に受け入れる民間オフィスビル、学校等の施設・建築物
災害拠点病院	平成 24 年 3 月 21 日付厚生労働省医政局長通知（医政発 0321 第 2 号）「災害時における医療体制の充実強化について」に基づき、都道府県が指定する災害拠点病院
協定	大規模災害発生時の帰宅困難者の受入を行う一時滞在施設の所有者又は管理者と当該一時滞在施設の存する地方公共団体との間において、帰宅困難者の受入人数のほか、一時滞在施設であることについての情報提供や帰宅困難者の誘導の方法を含む帰宅困難者の受入に関する事項について定めた取り決め
帰宅困難者	地震発生時等に外出している者のうち、自宅が遠距離にあること等により帰宅できない者であって、次号に規定する通常在館者以外の者
通常在館者	平常時において、施設・建築物を利用するために当該施設・建築物に存する者とこれらの者にサービス等を提供するために当該施設・建築物に存する者
受入スペース	帰宅困難者等を受入可能なエントランスホール、ロビー、多目的ホール、集会場、貸会議室その他これらに類する建築物の部分又は建築物の敷地内の部分（風雨にさらされないよう措置されるものに限る。）
備蓄品	災害時に備えた食料、水及びブランケット（災害拠点病院の場合にあつては、医薬品、医療器具及び簡易ベッドを含む。）
備蓄倉庫	上記の備蓄品を備蓄するための倉庫
受入関連設備	災害時に使用する発電設備、貯水槽、防災井戸、マンホールトイレ又は非常用通信・情報提供等の設備
事業主体	地方公共団体又は民間事業者等の一時滞在施設又は災害拠点病院を整備する者

2 事業の枠組み

本事業は、災害時拠点強靱化緊急促進事業制度要綱(以下、「制度要綱」という。)に基づき実施される一時滞在施設及び災害拠点病院の整備に関する事業を対象として助成を行うものです。

対象事業と補助適用の要点については下図を参照してください。

対象事業と補助適用の要点



3 補助対象となる事業

本事業の適用を受けるためには、補助対象施設別に制度要綱に基づき、次に適合することが必要となります。なお、検討されている事業が要件に適合するか否かについては、まずはⅡの解説を参照してください。

(1) 一時滞在施設

- ① 大規模災害発生時において帰宅困難者を100人以上受け入れ、受入に関して地方公共団体と協定を締結するものであること
- ② 次のいずれかに該当する区域内で整備されるものであること
 - イ 政令指定都市若しくは特別区の区域内の主要駅の周辺
 - ロ 中核市、特例市若しくは県庁所在都市の中心駅の周辺
- ③ 次のいずれかに該当する耐震性を有するものであること
 - イ 新築の場合にあつては、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の等級2に相当であること
 - ロ 旧耐震基準により建築された場合にあつては、耐震改修又は耐震診断により、耐震性を有することが確認されること
 - ハ 上記のほか、国又は地方公共団体が別に定める構造基準がある場合においては、当該基準に適合するものであること
- ④ 通常在館者及び帰宅困難者等が、当該施設において3日間滞在するために必要となる備蓄品を保管可能な備蓄倉庫が確保されるものであること
- ⑤ 通常在館者分の備蓄品を保管するための備蓄倉庫については、次のいずれかに該当するものであること
 - イ 基礎事業として国の交付金又は補助金を受けて整備される（整備された）もの
 - ロ イに掲げるもののほか、備蓄倉庫として適切に維持管理されることが確実であるもの
- ⑥ 平成31年3月31日までに着手するものであること
 - イ 工事に着手したもの
 - ロ 基礎事業の補助を受けて設計等に着手したもの
 - ハ 市街地再開発事業等について事業認可等を了したものの
- ⑦ 事業を実施しようとする区域を対象として、都市再生安全確保計画又はエリア防災計画が定められる場合にあつては、本事業により整備する一時滞在施設を当該計画に位置づける等これらの計画と連携した取組を行うものであること

(2) 災害拠点病院

- ① 災害拠点病院として都道府県の指定を受けている（受けることが確実である）こと
- ② 次のいずれかに該当する耐震性を有するものであること

- イ 新築の場合にあつては、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の等級2に相当（免震、制震を含む。）するものであること
 - ロ 旧耐震基準により建築された場合にあつては、耐震改修又は耐震診断により、耐震性を有することが確認されること
 - ハ 上記のほか、国又は地方公共団体が別に定める構造基準がある場合においては、当該基準に適合するものであること
- ③ 通常在館者及び負傷者等が、当該施設において3日間滞在するために必要となる備蓄品を保管可能な備蓄倉庫が確保されるものであること
- ④ 通常在館者分の備蓄品を保管するための備蓄倉庫については、次のいずれかに該当するものであること
- イ 基礎事業として国の交付金又は補助金を受けて整備される（整備された）もの
 - ロ イに掲げるもののほか、備蓄倉庫として適切に維持管理されるもの
- ⑤ 平成31年3月31日までに着手するものであること
- 次のいずれかに該当するもの
 - イ 工事に着手したもの
 - ロ 基礎事業の補助を受けて設計等に着手したもの
 - ハ 市街地再開発事業等について事業認可等を了したもの

4 基礎事業について（上記(1)⑤と⑥、(2)⑤関連）

本事業においては、通常在館者分の備蓄倉庫が本事業実施後において適切に維持管理されることを確保するため、基礎事業を以下のとおり位置づけて、当該備蓄倉庫がこれらの基礎事業により整備されるものであるか、法令に基づく位置づけがあること等を要件としています。なお、基礎事業の内容については、それぞれ所管省庁又は地方公共団体の担当部局にご確認ください。

また、本事業の補助対象とする部分と基礎事業の補助対象とする部分を重複させることはできませんので、両方の事業において補助対象となり得る部分については、補助金交付申請において、本事業の補助対象とするときは、基礎事業の補助対象から除外してください。

基礎事業とは、次に掲げる交付金又は補助金を受けて施設・建築物の整備を行うものをいいます。

- イ 国土交通省所管の社会資本整備総合交付金、都市機能立地支援事業補助金その他の施設・建築物の整備に対する交付金又は補助金
- ロ 復興庁所管の東日本大震災復興交付金
- ハ 文部科学省所管の学校施設環境改善交付金、私立学校施設整備費補助金その他の学校施設の整備に対する交付金又は補助金
- ニ 厚生労働省所管の医療提供体制施設整備交付金その他の医療施設の整備に対する交付金又は補助金

5 補助の内容

(1) 一時滞在施設

帰宅困難者（100人以上）を受け入れるために必要となる次に掲げる施設・設備の整備に要する費用（掛かり増し費用）が対象

① 受入スペースの整備に要する費用

帰宅困難者の円滑な受け入れのため付加的に必要となるスペースを区画する工事費及び当該スペースに至る経路の段差解消等の工事費（専ら帰宅困難者を受け入れるためのスペースを付加的に整備する場合にあってはその工事費を含みます。）

② 備蓄倉庫の整備に要する費用

帰宅困難者の受入に伴い付加的に必要となる備蓄倉庫の工事費

③ 受入関連設備の整備に要する費用

帰宅困難者の受入に伴い付加的に必要となる自家発電設備・蓄電池、貯水槽・防災井戸、マンホールトイレ、非常用照明設備・通信設備等の設備を設置するための工事費（付随して必要となる設備配管等の工事費を含みます。）

(2) 災害拠点病院

厚生労働省の定める指定の要件に適合するために必要となる次に掲げる施設・設備の整備に要する費用（掛かり増し費用）が対象

① 受入スペースの整備に要する費用

負傷者の円滑な受け入れのため付加的に必要となるスペースを区画する工事費及び当該スペースに至る経路の段差解消等の工事費（専ら負傷者を受け入れるためのスペースを付加的に整備する場合にあってはその工事費を含みます。）

② 備蓄倉庫の整備に要する費用

負傷者の受入に伴い付加的に必要となる備蓄倉庫の工事費

③ 受入関連設備の整備に要する費用

負傷者の受入に伴い付加的に必要となる自家発電設備・蓄電池、貯水槽・防災井戸、マンホールトイレ、非常用照明設備・通信設備等の設備を設置するための工事費（付随して必要となる設備配管等の整備費を含み、大量の負傷者を受け入れた際に、廊下や外来受付スペース等においても治療が行えるようにするために必要な酸素吸入配管等の工事費を含みます。）

(3) 補助率

付加的に必要となる費用（掛かり増し費用）について、事業主体に応じ、それぞれ次のとおりです。民間事業者等が一時滞在施設等の整備を行う場合には、地方公共団体が当該民間事業者に補助することが必要です。

民間事業者等が事業主体の場合 国 2 / 3、地方公共団体 1 / 3

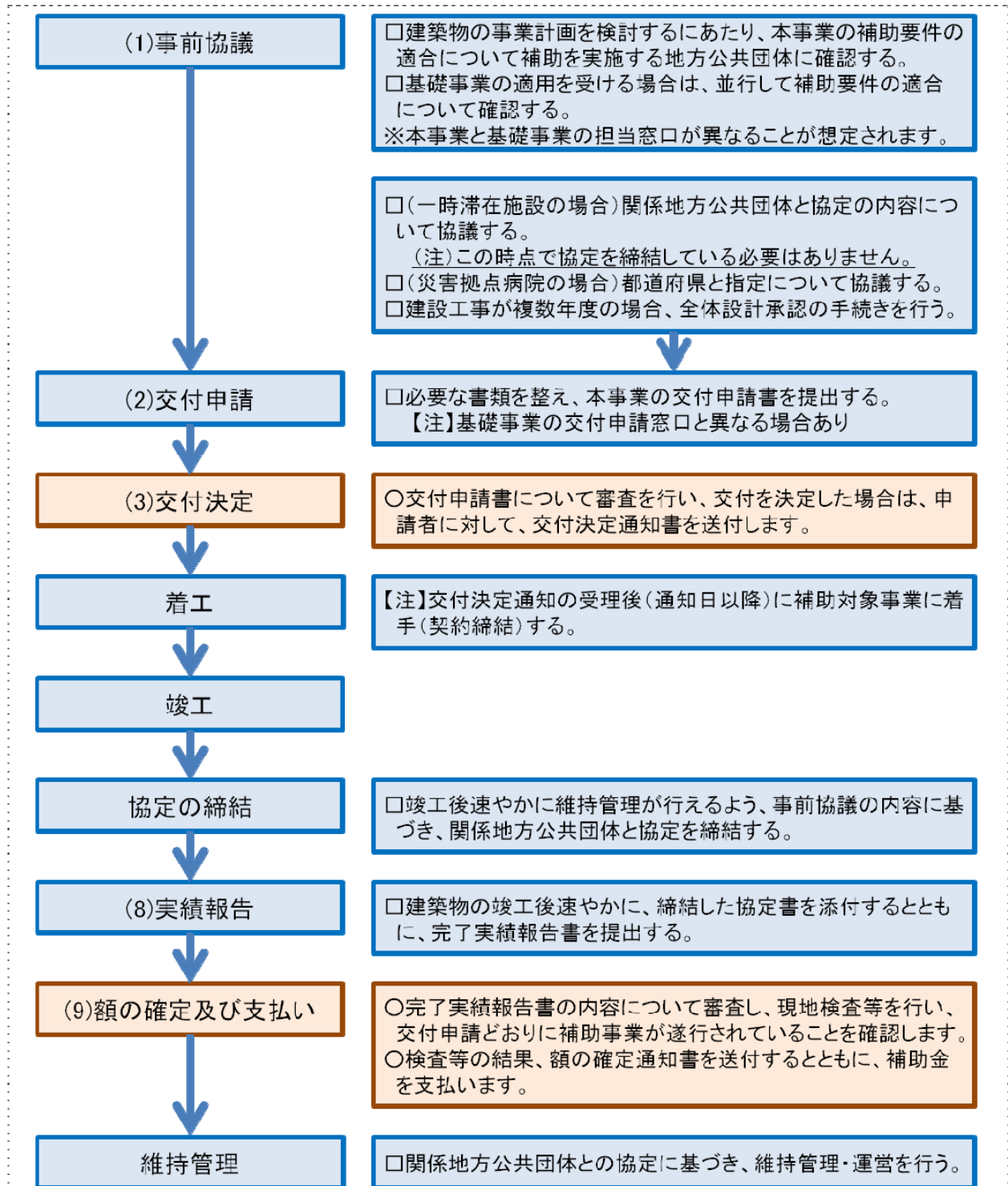
地方公共団体が事業主体の場合 国 1 / 2

6 申請等の方法

本事業の申請等手続きの基本的な流れは下記のとおりです。

なお、事業主体が民間事業者等の場合にあつては、本事業の具体的な申請手続きは、民間事業者等に対して補助を行う地方公共団体の指示に従ってください。

申請等手続きの基本的な流れ



※事業主体が民間事業者等の場合にあつては、地方公共団体の指示に従ってください。

(1) 事前協議

本事業の活用に当たり、基礎事業の適用を受ける場合には、基礎事業に関する国又は地方公共団体の担当窓口にご相談してください。本事業の要件への適合等についても事前に協議していただくことが必要です。

事前相談の進め方は各地方公共団体により異なりますので、窓口となる地方公共団体の担当部局にご連絡いただき、進め方を確認してください。なお、現時点では、地方公共団体の担当部局が決まっておりませんので、民間事業者等の方々は地方公共団体の防災部局や各施設所管部局にご確認ください。

一時滞在施設を整備する場合には、その維持管理・運営等に関する協定の内容について、地方公共団体の防災部局と協議してください。

(2) 交付申請

事業主体が民間事業者等の場合にあつては、以下の手続きは、本事業の実施に関して補助を行う地方公共団体の担当部局に対して行うこととなりますので、当該地方公共団体の定める手続きや担当部局の指示に従ってください。

① 全体設計承認

補助対象事業又は補助対象事業を含む建設工事（以下「補助対象事業等」という。）の施工が複数年度に渡る場合については、交付申請の前に「全体設計承認申請書」を提出し、承認を受ける必要があります。全体設計承認申請書の提出方法は、交付申請書の提出方法に準じることとなりますので、次項を参照してください。（詳細の手続きについては窓口となる各地方公共団体の担当部局と調整を行ってください。）

なお、全体設計承認は、翌年度以降の補助金の交付やその額を確定するための手続きではなく、補助金の交付やその額はあくまで各年度の予算の範囲内で決定されることとなります。後年度分の補助金交付を必ず保証するものではありませんので、ご注意ください。

② 交付申請の方法

イ 民間事業者等が事業主体の場合

補助事業を行う者（以下「事業主体」という。）は、災害時拠点強靱化緊急促進事業補助金申請等要領（以下「要領」という。）第2の規定に基づく申請書等の様式により、「補助金交付申請書」を作成し、都道府県知事を経由して国土交通大臣に対し申請を行います。なお事業主体から申請書を提出する窓口は、各地方公共団体において本事業に係る補助を実施する担当部局となります。

ロ 地方公共団体が事業主体の場合

事業主体は、要領第2に規定する申請書等の様式に定めた様式により、補助金交付申請書を作成し、都道府県知事を経由して国土交通大臣に対し申請を行います。申請書の提出窓口は、都道府県の担当部局となります。（「V 災害時拠点強靱化緊急促進事業に関する問合せ先一覧」を参照）

③ 交付申請の提出窓口

「Ⅴ災害時拠点強靱化緊急促進事業に関する問合せ先一覧」を参照してください。

④申請者及び申請単位について

都道府県が国土交通省に対して交付申請を行う場合を除き、原則として、1申請1施設（一時滞在施設又は災害拠点病院）として行ってください。

⑤留意事項

交付申請にあたっては「4 採択の要件」に適合することを確認します。補助対象施設毎の要件の適合について次の書類が必要となります。

一 一時滞在施設

イ 帰宅困難者の受入に関して、地方公共団体と協定の締結に関して行っている協議の内容がわかる書面

ロ 制度要綱第4第1項第二号に規定される駅の周辺であることが確認できる位置図

ハ 耐震性能を証する次のいずれかの書類

新築する場合は、参考資料「別添2 構造躯体の倒壊防止に関する基準」(3)評価基準のいずれかに該当することについて構造一級建築士若しくは登録住宅性能評価機関が証した書面又は免震構造若しくは制震構造であることが確認できる書面

例：住宅と合致の場合は、住宅性能評価書（耐震等級2であることが確認できるものに限る）

防災・省エネまちづくり緊急促進事業における耐震性要件を確認するための書面

改修等する場合は、一級建築士の作成した耐震診断結果報告書

二 制度要綱第4第1項第五号に規定される要件に該当することを確認できる次のいずれかの書類

・新築する場合は、交付決定通知書又は交付申請書の写し

・改修等する場合は、完了実績報告書及び額の確定通知書の写し

・Ⅱ事業の解説の「4 補助対象要件の考え方」の解説中、1-5-1ハ欄の①から⑥のいずれかに該当することが確認できる書類

二 災害拠点病院

イ 災害拠点病院として指定されたことを証する書類又は指定に向けて都道府県との協議の概要が分かる資料

ロ 耐震性能を証する次のいずれかの書類

新築する場合は、参考資料「別添2 構造躯体の倒壊防止に関する基準」(3)評価基準のいずれかに該当することについて構造一級建築士若しくは登録住宅性能評価機関が証した書面又は免震構造若しくは制震構造であることが確認できる書面

例：住宅と合致の場合は、住宅性能評価書（耐震等級2であることが確認できるものに限る）

防災・省エネまちづくり緊急促進事業における耐震性要件を確認

するための書面

改修等する場合は、一級建築士の作成した耐震診断結果報告書
ハ 制度要綱第4第1項第五号に規定される要件に該当することを確認
できる次のいずれかの書類

- ・新築する場合は、交付決定通知書又は交付申請書の写し
- ・改修等する場合は、完了実績報告書及び額の確定通知書の写し
- ・Ⅱ事業の解説の「4 補助対象要件の考え方」の解説中、1-5-1-
ハ欄の①から⑥のいずれか又は2-2に該当することが確認できる
書類（なお、災害拠点病院の場合で上記の適用を受けるものとして
は公立病院が想定され、その場合は病院の開設者が地方公共団体で
あることを申請書上確認することが考えられます。）

(3) 交付決定

審査後、事業主体に対して、「補助金交付決定通知書」を送付します。

(4) 補助事業実施にあたっての留意事項

① 補助金交付申請と補助対象事業等の着手の関係

補助対象事業等の着手（一時滞在施設又は災害拠点病院の建設工事に係る請負契約の締結）は、「補助金交付決定通知書」の受理後に行ってください。

② 補助事業の適正な実施

当該補助事業の経費計上については、次の項目を遵守して、適正な経理処理を心がけてください。

※支出内容を証明する書類として、事業主体の経理処理において通常使用している請負契約書、請求書、領収書等を確認できる書類を保管してください。

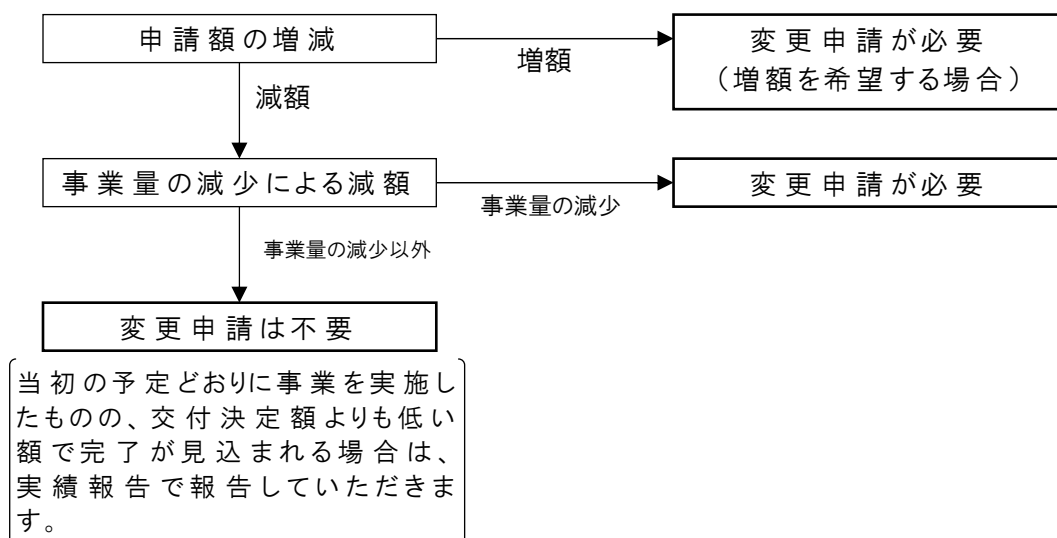
③ 消費税の処理

本事業に係る消費税相当額については、消費税相当額を含めた費用を補助対象とします。ただし、事業主体が消費税相当額について仕入税額控除を行う場合には、補助金に係る消費税相当額を除外して補助金を申告することになっています。このため、補助金に係る消費税相当額の仕入税額控除の申告を予定している場合は、消費税相当額は補助対象となりませんので、交付申請時に消費税相当額を除いて交付申請して下さい。また、交付決定後、完了実績報告時までに消費税相当額の仕入税額控除の申告をすることとした場合には、あらかじめ当該消費税相当額を除いて完了実績報告を行って下さい。仕入税額控除を行うにもかかわらず、これに係る消費税相当額を除外せずに補助金を受領した場合には補助金の返還が生じますので注意して下さい。

(5) 交付決定の変更の申請

事業主体は、補助金交付決定後に補助対象事業に要する費用の減額がある場合には、速やかに「補助金交付変更申請書」を提出して下さい。

審査後、事業主体に対して、「補助金交付決定変更通知書」を送付します。



(6) 交付決定の取消しの申請

事業主体は、補助金交付決定後にやむを得ない理由により補助対象事業を中止しようとする場合には、速やかに「補助金交付決定取消申請書」を提出してください。

審査後、事業主体に対して、「補助金交付決定取消通知書」を送付します。

(7) 完了予定期日の変更

事業主体は、補助金交付決定後にやむを得ない理由により補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合には、速やかに「完了予定期日変更報告書」を提出してください。

審査後、事業主体に対して、「完了予定期日変更承認通知書」を送付します。

(8) 実績報告

事業主体は、補助対象事業完了後において、遅滞なく「完了実績報告書」を提出してください。

完了予定期日変更の承認を受けた場合で、複数年度に渡り補助対象事業を行うこととなる場合においては、補助対象事業の当年度完了部分について、遅滞なく「年度終了実績報告書」を提出してください。また、翌年度の補助対象事業完了後において、遅滞なく「完了実績報告書」を提出してください。

なお、一時滞在施設を整備する場合には、関係地方公共団体と締結した協定に係る書面の写し、旧耐震基準により建築された建築物において本事業を適用する場合には、耐震診断報告書等を添付してください。

(9) 額の確定及び支払い

提出された実績報告書の内容について、交付決定の内容とそれに付した条件通りに行われたかどうか審査し、現地検査等を行ったうえで、交付すべき補助金の額を確定し、事業主体に「額の確定通知書」を送付します。

検査等の結果、適正に事業が完了していないことが確認された場合は、補助金が交付されないこととなります。また、こうした検査等の実施を拒まれた場合も、補助金が交付されないこととなりますのでご注意ください。

額の確定通知の送付後に、実績報告時に指定した事業主体の口座に補助金が振り込まれます。事業主体が実際に補助金を受け取るのは、この時点となります。

(10) 留意点

①取得財産の管理等について

当該補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

また、事業主体は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具の価格が50万円以上のものについては、国土交通大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。ただし、国土交通大臣の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度額として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

②交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

万一、交付規定や交付条件に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ・ 交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第29条から第32条までの規定に準じた罰則
- ・ 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと

③その他の関係する規定について

このガイドラインのほか、補助金の交付等に関しては、次の各号の法令等に従う必要があります。

- イ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- ロ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- ハ 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）
- ニ 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年3月12日建設省開発第74号建設事務次官通達）
- ホ 住宅局所管事業等における消費税相当額の取扱について（平成17年9月1日国住総第37号住宅局長通知）
- へ 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取扱について（平成20年12月22日国住総第67号住宅局長通知）
- ト 災害時拠点強靱化緊急促進事業制度要綱（平成26年4月1日国住街第165号住宅局長通知）

- チ 災害時拠点強靱化緊急促進事業交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日国住街第 166 号住宅局長通知）
- リ その他関連通知等に定めるもの

④調査の実施

補助金の支払後も、国土交通省又は地方公共団体が、補助対象の建築物の現場検査等を行うことがあります。こうした調査の実施を拒まれる場合には、補助金の返還を請求することとなりますのでご注意ください。

(11) 情報の取り扱いについて

①情報の取り扱い

交付申請受付時及び実績報告書受領時には、国土交通省から所管府省庁に情報提供することがありますので、あらかじめご了承ください。

②個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用するほか、アンケート等の調査の際に利用することがあります。

また、同一の事業に対し、国又は地方公共団体から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

Ⅱ 災害時拠点強靱化緊急促進事業の解説

1 本事業の目的

制度要綱 第1 目的

この要綱は、大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者及び負傷者（以下「帰宅困難者等」という。）を一時的に受け入れる施設の確保を図るため、学校、民間ビルや病院等の建築物において、帰宅困難者等を受け入れるために必要となるスペース、備蓄倉庫及び設備等を整備する事業について、国が必要な助成を行い、緊急的な促進を図るための制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

【解説】

(1) 一時滞在施設確保の必要性

東日本大震災の際には、首都圏においても大量の帰宅困難者が発生したところであり、首都直下地震や南海トラフ地震など切迫性の高い地震の発生時に大量の帰宅困難者や負傷者の発生が予測されています。

また、これらの地震以外の大規模災害においても、都市部において帰宅困難者が発生することが見込まれます。

南海トラフ地震、首都直下地震の被害予測（内閣府推計値）

○南海トラフ地震（平成24年～平成25年：中央防災会議 防災対策推進検討会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ）

帰宅困難者数： 約320万人～約380万人
負傷者数： 約62万人

○首都直下地震（平成25年：中央防災会議 首都直下地震対策検討ワーキンググループ）

帰宅困難者数： 約640万人～約800万人
負傷者数： 約12万人

帰宅困難者が街中にあふれることにより、次のような弊害が生じることから帰宅困難者を受け入れる施設の整備を促進する必要があります。

- ・歩行者が車道にあふれることにより警察、消防、自衛隊等の緊急車両の通行を妨げ、救助・救命活動等に支障をきたすこと
- ・余震等により、老朽化した建築物をはじめとする建築物の窓ガラスや看板等の落下、火災の発生等二次被害に遭遇する可能性があること
- ・東日本大震災では、避難所に帰宅困難者が押し寄せたため地域住民の避難

に混乱を来した事例があること

このため、首都圏については、平成 23 年には国、地方公共団体、民間企業等からなる首都直下地震帰宅困難者等対策協議会が設置され、首都直下地震が発生した場合の帰宅困難者対策が検討され、平成 24 年 9 月 10 日に「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告書」（以下、「最終報告書」という。）がまとめられました。

また、平成 25 年臨時国会において成立した強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づく「国土強靱化基本計画」や首都直下地震対策特別措置法に基づく「首都直下地震緊急対策推進基本計画」においては、民間施設を活用した一時滞在施設の確保の必要性が位置づけられているところです。

（２）災害拠点病院整備の必要性

大量に発生が予測される負傷者を受け入れる体制を整備しておかなければ、次のような弊害が生じることから、負傷者を受け入れる際に中核的な役割を担う災害拠点病院について、その機能強化を促進する必要があります。

- ・ 平時に比べて、多くの外来患者・入院患者が発生した場合に、受け入れスペースが不足し、治療に支障をきたすこと
- ・ 自家発電等が不十分であることにより、入院患者及び緊急の負傷者等への対応に支障をきたすこと
- ・ 東日本大震災では、災害拠点病院において、燃料や水、自家発電容量や食料備蓄の不足による機能麻痺した事例があること

2 用語について

制度要綱 第2 定義

一 災害時拠点強靱化緊急促進事業

大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者等に対応するため、この要綱において定めるところに従って実施される事業で、一時滞在施設及び災害拠点病院の整備に関する事業をいう。

二 一時滞在施設

第四号に規定する協定に基づき、帰宅困難者を一時的に受け入れる民間オフィスビル、学校等の施設・建築物をいう。

三 災害拠点病院

平成24年3月21日付厚生労働省医政局長通知「医政発0321第2号災害時における医療体制の充実強化について」に基づく災害拠点病院をいう。

四 協定

大規模災害発生時の帰宅困難者の受入を行う一時滞在施設の所有者又は管理者と当該一時滞在施設の存する地方公共団体との間において、帰宅困難者の受入人数のほか、一時滞在施設であることについての情報提供や帰宅困難者の誘導の方法を含む帰宅困難者の受入に関する事項について定めた取り決めをいう。

五 帰宅困難者

地震発生時等に外出している者のうち、自宅が遠距離にあること等により帰宅できない者であって、次号に規定する通常在館者以外の者をいう。

六 通常在館者

平常時において、施設・建築物を利用するために当該施設・建築物に存する者とこれらの者にサービス等を提供するために当該施設・建築物に存する者をいう。

七 受入スペース

帰宅困難者等を受入可能なエントランスホール、ロビー、多目的ホール、集会場、貸会議室その他これらに類する建築物の部分又は建築物の敷地内の部分（風雨にさらされないよう措置されるものに限る。）をいう。

八 備蓄品

災害時に備えた食料、水及びブランケット（災害拠点病院の場合にあっては、医薬品、医療器具及び簡易ベッドを含む。）をいう。

九 備蓄倉庫

前号に規定する備蓄品を保管するための倉庫をいう。

十 受入関連設備

災害時に使用する発電設備、貯水槽、防災井戸、マンホールトイレ又は非常用通信・情報提供等の設備をいう。

十一 基礎事業

次に掲げる交付金又は補助金を受けて施設・建築物の整備を行うものをいう。

イ 国土交通省所管の社会資本整備総合交付金、都市機能立地支援事業補助金その他の施設・建築物の整備に対する交付金又は補助金

ロ 復興庁所管の東日本大震災復興交付金
ハ 文部科学省所管の学校施設環境改善交付金、私立学校施設整備費補助金
その他の学校施設の整備に対する交付金又は補助金

ニ 厚生労働省所管の医療提供体制施設整備交付金その他の医療施設の整備に対する交付金又は補助金

十二 事業主体

災害時拠点強靱化緊急促進事業を実施する地方公共団体及び民間事業者等をいう。

十三 評価方法基準

住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条第1項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）をいう。

【解説】

本事業における用語の意義を規定するものであり、本事業以外における用語の意義と必ずしも同一ではない場合がありますので注意してください。

○ 二号「一時滞在施設」について

本事業においては、四号に規定する協定に基づいて、五号に規定する帰宅困難者を受け入れる施設・建築物を「一時滞在施設」として規定します。

○ 四号「協定」について

本事業により整備される一時滞在施設が災害時に確実かつ有効に機能・利用されるためには、地方公共団体との連携のもと、一時滞在施設として提供される必要があることから、当該施設の所有者（管理者）とその地域を管轄する地方公共団体において、一時滞在施設における帰宅困難者の受入に関する取り決めを交わして頂くこととしています

また、本事業により整備された一時滞在施設を災害時に有効に機能させるため、受入人数や一般的な管理に関する事項に加えて、一時滞在施設であることの情報提供の方法や帰宅困難者の誘導方法を予め取り決めておくことを求めています。

なお、本事業の実施上、「協定」の対象となるのは一時滞在施設のみであり、災害拠点病院には適用されません。また、地域における即地的・具体的な内容となりますので、「地方公共団体」としては市（東京都においては特別区を含む。一時滞在施設の地域要件上、市又は特別区のみとなります。）を想定しています。

○ 五号「帰宅困難者」について

本事業においては、最終報告書で示された考え方も踏まえ、大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者等を受け入れる前提として、六号に規定する通常在館者については、それぞれの建物内に滞在させることを基本としていることから、帰宅困難者の定義上、通常在館者を除くこととしています。

- 六号「通常在館者」について
平常時に建物内にいる者のことであり、学校であれば生徒や学生が建物を利用する者であり、教職員がサービス等を提供する者に該当します。同様に、病院の場合は、患者（入院患者及び外来患者）が建物を利用する者であり、医師、看護師及び職員がサービス等を提供する者となります。商業施設も含めた人数の扱いについては「6 補助対象の考え方 iv」に後述していますので、参照してください。
- 七号「受入スペース」について
災害時に、帰宅困難者を一時滞在施設において、負傷者を災害拠点病院において受け入れるための場所（空間）であり、当該施設・建築物内か、又はその敷地内において確保されるものを対象としています。建物の外で確保する場合には、ひさし等建物の下部空間や災害時にテント等を張るなどにより、雨ざらしにならないものを対象としています。
- 八号「備蓄品」について
災害時に帰宅困難者等を受け入れた際に必要となる水、食料等を規定しているものであり、災害拠点病院においては、医薬品や医療器具、簡易ベッドも含まれることを明らかにしています。ただし、これらの備蓄品については本事業の補助対象ではありません。
- 九号「備蓄倉庫」について
「備蓄倉庫」は、本事業の適用要件の一つとしてその確保が求められています。
- 十号「受入関連設備」について
災害時に帰宅困難者等を受け入れた際に必要になると考えられる設備であって、補助対象となりうる設備を規定しています。なお、これらの設備を全て整備することを本事業適用の必須要件とはしていません。
- 十一号「基礎事業」について
各省庁所管事業で具体的に想定される主なものを例示すると、次のとおりです。

【国土交通省所管事業】

①社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金

- ・市街地再開発事業
- ・優良建築物等整備事業
- ・都市再生整備計画事業
- ・住宅市街地総合整備事業
- ・都市防災総合促進事業

②補助事業

- ・都市安全確保促進事業

- ・都市機能立地支援事業

【復興庁省所管事業】

東日本大震災復興交付金

【文部科学省所管事業】

- ①国立大学法人施設整備費補助金
- ②学校施設環境改善交付金
- ③私立学校施設整備費補助金
 - ・私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費
 - ・私立高等学校等施設高機能化整備費
 - ・私立幼稚園施設整備費

【厚生労働省所管事業】

医療提供体制施設整備交付金

- ・基幹・地域災害拠点病院施設整備事業

○ 十二号「事業主体」について

本事業により対象となる施設を整備することができる者を規定しており、都道府県及び市町村の普通地方公共団体並びに特別区及び地方公共団体の組合等の特別地方公共団体が地方公共団体に該当し、その他の株式会社、医療法人、学校法人等を民間事業者等としています。

3 対象事業について

制度要綱 第3 事業の実施

事業主体は、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

一 一時滞在施設整備事業

一時滞在施設として、帰宅困難者を受け入れるための受入スペース、備蓄倉庫又は受入関連設備の整備

二 災害拠点病院整備事業

災害拠点病院として、第2第三号の通知において厚生労働省が定める指定の要件に適合させるための受入スペース、備蓄倉庫又は受入関連設備の整備

【解説】

○ 一時滞在施設整備事業について

制度要綱第2第二号に規定する一時滞在施設（協定に基づいて、帰宅困難者を受け入れる施設・建築物）を整備する事業について、受入スペース、備蓄倉庫又は受入関連設備を具体的な整備対象として規定しています。

なお、本事業の要件としては、受入人数に応じた備蓄倉庫を整備することが必要ですが、受入スペースについては帰宅困難者を受け入れるための専用スペースを整備することを求めるものではありません。同様に、受入関連設備についても必要となる設備を整備していただくものであり、受入関連設備として定義している全ての設備の整備を要件とするものではありません。

○ 災害拠点病院整備事業について

制度要綱第2第三号に規定する災害拠点病院を整備する事業について、災害拠点病院として必要な受入スペース、備蓄倉庫等の整備を行うことを規定しています。

4 補助対象要件の考え方

制度要綱 第4 事業要件

- 1 第3第一号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。
 - 一 大規模災害発生時において100人以上の帰宅困難者を受け入れることに関して地方公共団体と協定を締結するものであること
 - 二 政令指定都市若しくは特別区の区域内の主要駅の周辺（駅から概ね半径1キロメートルの範囲内とする。）又は中核市、特例市若しくは県庁所在都市の中心駅の周辺（駅から概ね半径1キロメートルの範囲内とする。）の区域内において整備されるものであること。
 - 三 次のいずれかに該当する耐震性を有するものであること
 - イ 新築する場合にあつては、構造躯体の倒壊等防止に関する基準に適合すること（評価方法基準第5の1の1-1に規定する耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の等級2に相当）又は免震構造若しくは制震構造の採用等により、地震被災時における躯体の保全に配慮していること。
 - ロ 既存の建築物を改修等する場合にあつては、旧耐震基準により建築されたものについては、地震に対して安全な構造とするための改修が行われるものであること。（耐震診断等により地震に対して安全な構造であることが明らかなものを除く。）
 - ハ 上記のほか、国又は地方公共団体が別に定める構造基準がある場合においては、当該基準に適合すること。
 - 四 通常在館者及び帰宅困難者等が、当該施設において3日間滞在するために必要となる備蓄品を保管可能な備蓄倉庫が確保されるものであること。
 - 五 通常在館者分の備蓄品を保管するための備蓄倉庫については、次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 基礎事業として国の交付金又は補助金を受けて整備されるもの
 - ロ 事業の実施前に基礎事業として国の交付金又は補助金を受けて整備されたもの
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、都市再生特別措置法第45条の15第1項の規定による管理協定の締結等により、備蓄倉庫として適切に維持管理されると認められるもの
 - 六 平成31年3月31日までに着手（基礎事業により国の交付金又は補助金を受けて設計等に着手した場合、又は施設・建築物の設置等に関して法令に基づく許認可等を了した場合を含む。）された事業であること。
 - 七 事業を実施しようとする第0号に規定する区域を対象として、都市再生特別措置法第19条の13に規定される都市再生安全確保計画又は都市安全確保促進事業制度要綱（平成24年6月14日付け国都まち第21号）第2条第2項に規定するエリア防災計画が定められる場合にあつては、本事業により整備する一時滞在施設を当該計画に位置づける等これらの計画と連携した取組を行うものであること。
- 2 第3第二号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。
 - 一 災害拠点病院として都道府県の指定を受けていること又は受けることが確実であること。

二 前項第三号から第六号に掲げる要件に適合するものであること。

【解説】

補助対象要件の基本的な考え方は下記に示すとおりです。

1 一時滞在施設整備事業の要件について

1-1 (受入 人数)	一時滞在施設にあつては、発災時において、100人以上の帰宅困難者の受入を要件としています。なお、受入予定人数を受入可能なスペースが確保されていればよく、専用の受入スペースの整備を求めるものではありません。
(協定)	本事業により整備される一時滞在施設については、その維持管理等に関する協定を地方公共団体との間で締結することを要件としています。協定では、一時滞在施設であることに関する情報提供や帰宅困難者の誘導方法に関する事項を定めることとしております（その他、第2 定義第四号の解説を参照してください）。 ※協定書の例は別紙を参考にしてください。
1-2 (地域)	本事業は、都市で大量に発生する帰宅困難者を一時的に受け入れ可能な施設の確保を図るものであることから、行き場のない帰宅困難者が発生する蓋然性が高い一定の都市の駅周辺において実施することを要件としています。 具体的には、政令指定都市又は特別区の区域内の主要駅の周辺、あるいは、中核市、特例市及び県庁所在都市の中心駅の周辺であることとしています。 「主要駅」とは、1日の乗降客数が概ね20万人以上の駅を対象とし、一の都市に複数存在する場合があります。また、「中心駅」については、1日の乗降客数は定めませんが、乗降客数が最も多い駅のみを対象とします。なお、「駅」については、バスターミナル等を含むものとし、かつ、乗り換え可能な範囲で複数の鉄道会社の駅が存在する場合は、これらの駅をまとめて一つの駅として取り扱って乗降客数を合算することとします。 「周辺」については、本事業の対象とする帰宅困難者には高齢者、障がい者や子どもなども含まれることから、被災後の混乱した状況であっても駅から徒歩で到達可能な範囲として、概ね半径1キロメートルの範囲を対象とすることとします。
1-3-イ (新築の 耐震性)	帰宅困難者や負傷者の安全を確保するため、一時滞在施設を整備する施設・建築物を新築する場合には、建築基準法で定められた基準以上の構造耐力を有することを要件としています。 ここでは、評価方法基準に基づいて構造躯体が地震に対してどのくらい倒れずに耐えられるかを評価する耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の等級2に相当するものであること以上であることを要件としていま

	<p>す。</p> <p>具体的には、①の基準に適合するか、②又は③の構造を採用していることとしています。</p> <p>①「防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術基準」の「別添2 構造躯体の倒壊防止に関する基準」（評価方法基準の耐震等級2に相当する対策）に定められた基準に適合していること。</p> <p>②免震構造（免震装置の設置等により構造躯体の保全に配慮していること）</p> <p>③制震構造（制震ダンパーの設置等により構造躯体の保全に配慮していること）</p>
1-三-ロ （既存の耐震性）	<p>既存の建築物を改修する場合の基準として、現行の建築基準に適合することを要件としています。なお、旧耐震基準により建築されたもの（昭和56年5月31日以前に着工したもの）については、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく耐震診断基準により耐震性を有する（I_s値が0.6以上）ことを確認することとしています。本事業の実施と合わせて耐震改修を実施することにより、耐震性が確保されることが確実であるものも本事業の補助対象となり得ます。</p>
1-三-ハ （上乗せの基準）	<p>施設・建築物によっては、国や地方公共団体が補助事業等において別途の基準を定めることにより、イ又はロに定める基準以上の耐震性を有することが求められることがありますので（例えば、災害拠点病院や学校の耐震改修を行う場合など）、そうした場合には当該基準に適合させることを要件としています。</p>
1-四 （3日分の備蓄）	<p>通常在館者と発災時の受入予定者が一時的に滞在することを前提として、それぞれ3日分の食料等の備蓄品を保管可能な備蓄倉庫の確保を要件としています。</p> <p>なお、備蓄品の確保や管理等については、地方公共団体と締結する協定において定めることが考えられます。</p>
1-五-イ 及びロ （備蓄倉庫）	<p>この号に係る要件は、本事業において補助対象とはならない通常在館者分に係る備蓄倉庫について、補助事業実施後も適切に維持管理されることを担保しようとするものです。</p> <p>このため、イ及びロにおいては、通常在館者分に係る備蓄倉庫について、基礎事業の適用を受けて合わせて整備するか、既に整備していることを要件としています。</p> <p>なお、基礎事業については、「Ⅲ災害時拠点強靱化緊急促進事業の基礎事業の概要」を参照するとともに、その内容・適用については、記載の所管部局にお問い合わせください。</p>
1-五-ハ （備蓄倉庫）	<p>基礎事業により整備されるもの以外に適切な維持管理が担保されるものとして、法的な担保が可能又は法令上の位置づけが明確なもの等を対象とする趣旨であり、具体的には次に掲げるものを対象とします。</p> <p>なお、⑥に該当するか否かについては、個別に確認することとします。</p> <p>① 都市再生特別措置法第45条の15第1項の規定による管理協定が</p>

	<p>締結されているもの〔例示〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 地方公共団体が設置するもの（公立病院、公立高等学校等） ③ 地域防災計画等の災害対策に関する法定計画において帰宅困難者の受入施設として位置づけられているもの ④ 都市計画において帰宅困難者対策を実施するものとして位置づけられているもの ⑤ 備蓄倉庫について、都市再生特別措置法第 19 条の 17、津波防災地域づくりに関する法律第 15 条又は首都直下地震対策特別措置法第 20 条の規定に基づく容積率の特例措置が適用されているもの ⑥ その他、上記に準ずると認められるもの（例えば、地方公共団体の条例に基づき、帰宅困難者を受け入れることが位置づけられているものなどが想定されます。）
<p>1-六 （事業 着手）</p>	<p>本事業で対象とする事業の着手要件を規定しています。 具体的には、平成 31 年 3 月 31 日時点で、次のいずれかに該当することが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 工事等に着手していること 建築物の工事に着工していること（<u>基礎事業の補助を受けるものに限り</u>、基礎事業の一連として行われる従前建築物の除却工事に着手しているものも含まれます。） ② 補助を受けて設計等に着手していること 建築物の基本設計又は実施設計に着手していること（基礎事業の補助を受けるものに限ります。） ③ 事業認可等を了したもの 次のいずれかに該当するものであって、かつ、平成 31 年度中に着工することが確実なものについて対象とします。 イ 市街地再開発事業及び防災街区整備事業については、法律に基づく事業計画の認可済みであること ロ 学校については設立の認可、病院については開設の許可又は災害拠点病院として制度要綱の施行後に新たな指定を受けているものであること
<p>1-七 （地域の 取組との 連携）</p>	<p>一時滞在施設を整備しようとする地域において、都市再生安全確保計画等の作成の取組が行われている場合にあっては、本事業により整備される一時滞在施設が当該計画に位置づけられることで、一時滞在施設のより効率的な確保と効果的な滞在場所の提供が可能となるように措置しようとするものです。</p> <p>「計画と連携した取組」としては、都市再生安全確保計画等に一時滞在施設を位置づけることを基本としておりますが、地域の事情により、直ちに計画への位置づけが困難な場合等は、地方公共団体等と調整の上、位置づけ時期等について報告していただきます。</p>

2 災害拠点病院整備事業の要件について

2-1 (指定)	<p>災害拠点病院であることが本事業の適用要件であることから、災害拠点病院として都道府県の指定がなされているものか、今後指定されることが確実であるものを対象とします。指定が確実であるか否かについては、都道府県による協議・調整状況に関する書面を提出していただくことにより確認します。</p> <p>なお、災害拠点病院の指定を受けることに伴い、その指定の要件に適合することも合わせて必要となります。</p> <p>(参考) 平成 24 年 3 月 21 日付厚生労働省医政局長通知「医政発 0321 第 2 号 災害時における医療体制の充実強化」を参照のこと。</p> <p>災害拠点病院の指定については、都道府県の保健衛生所管部局に確認してください。</p>
2-2	<p>災害拠点病院については、一号に掲げる要件のほかに、一時滞在施設の基準のうち三号から六号の基準を満たす必要があります。</p> <p>なお、1-五に掲げる要件に関し、公立病院については国の補助制度等が存在していないため同イ又はロの要件に該当するものではありませんが、地方公共団体が設置・管理するものであり、その適切な維持管理が見込まれますので、1-五-ハに該当することとして本事業の対象として取り扱います。</p>
その他 (地域)	<p>災害拠点病院は都道府県により指定され、災害時医療の拠点的な施設としての機能を担うという施設の性格に鑑み、一時滞在施設とは異なり、対象地域は規定していません（災害拠点病院として指定されるものであれば全国が対象です）。</p>

5 国の補助金の交付対象等について

制度要綱 第5 補助金交付対象事業

補助金交付対象事業は、地方公共団体が行う災害時拠点強靱化緊急促進事業及び民間事業者等が行う災害時拠点強靱化緊急促進事業に対して地方公共団体がその費用の一部を補助する事業とする。

制度要綱 第6 国の補助

- 一 国は、地方公共団体が行う災害時拠点強靱化緊急促進事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において、当該地方公共団体に対し、その一部を補助することができる。
- 二 国は、補助事業者である地方公共団体が地方公共団体以外の者に対し、災害時拠点強靱化緊急促進事業の実施に要する経費について補助する場合には、予算の範囲内において、当該補助事業者である地方公共団体に対し、その一部を補助することができる。

制度要綱 第7 都道府県の補助

都道府県は、市町村が事業主体に対し、事業の実施に要する経費について補助する場合には、市町村に対し補助をすることができる。

【解説】

要綱の第5及び第6については、国の災害時拠点強靱化緊急促進事業補助金を交付する対象事業を規定しているものです。具体的には、次の事業が交付対象となります。

- ① 地方公共団体が事業主体として実施する一時滞在施設又は災害拠点病院の整備事業
- ② 一時滞在施設又は災害拠点病院の整備事業を実施する民間事業者等に対して、地方公共団体が補助する事業

したがって、民間事業者等が一時滞在施設等を整備する際に、国の補助金の交付を受けるためには、地方公共団体の補助を受けることが必要となります。

また、要綱第7においては、都道府県の市町村に対する補助を規定していますが、これは、例えば、民間事業者等に対する補助を行う地方公共団体が市町村である場合に、当該市町村の補助に対して都道府県が補助することにより、都道府県も協調して支援できることを明示しているものです。

なお、民間事業者等に対して補助する地方公共団体については、本制度上は特に限定しておりませんので、都道府県と市町村のいずれも可能となっております。

6 補助対象の考え方

交付要綱 第3 補助金の額

- 1 地方公共団体が実施する事業にあっては、次に掲げる費用を合計した額の2分の1以内の額とし、民間事業者等が実施する事業にあっては、次に掲げる費用を合計した額の3分の2以内で、かつ、地方公共団体が民間事業者等に補助する額に2を乗じて得た額以内の額とする。
 - 一 受入スペースの整備に要する費用
帰宅困難者等の円滑な受け入れのため付加的に必要となるスペースを区画する工事及び当該スペースに至る経路の段差解消等の工事に要する費用（専ら帰宅困難者等を受け入れるためのスペースを付加的に整備する場合にあってはその工事に要する費用を含む。）
 - 二 備蓄倉庫の整備に要する費用
帰宅困難者等の受入に伴い付加的に必要となる備蓄倉庫の工事に要する費用
 - 三 受入関連設備の整備に要する費用
帰宅困難者等の受入に伴い付加的に必要となる発電設備・蓄電池、貯水槽・防災井戸、マンホールトイレ、非常用照明設備・通信設備等の設備を設置するための工事に要する費用（付随して必要となる設備配管等の整備費を含み、災害拠点病院にあっては、大量の負傷者を受け入れた際に、廊下や外来受付スペース等においても治療が行えるようにするために必要な酸素吸入配管等の整備費を含む。）
- 2 前項各号に掲げる施設・設備については帰宅困難者受入用と通常在館者用を別々に整備することを要しないが、その整備費については、帰宅困難者等と通常在館者の人数比で按分することにより算出することを基本とする。

【解説】

補助率、補助対象となる経費及びその額の算定方法については、災害時拠点強靱化緊急促進事業補助金交付要綱に規定されています。本事業では、帰宅困難者等を外部から受け入れるために付加的に必要となる施設・設備の整備費用（掛かり増し費用であり、以下「受入分」といいます。）を対象として補助金を交付するものです。

したがって、通常在館者分（以下「自家用分」といいます。）の整備費用は本事業の補助対象とはなりませんので留意してください（これは災害時拠点強靱化緊急促進事業の補助対象にならないということであり、基礎事業の補助対象にならないことを意味するものではありません）。

また、新築する場合などは、受入分と自家用分を一体的に整備することが想定されますので、第2項では、そうした場合の補助対象経費の基本的な取扱いを定めています。

補助対象の基本的な考え方や具体的な算定方法は下記のとおりです。

i 補助率について

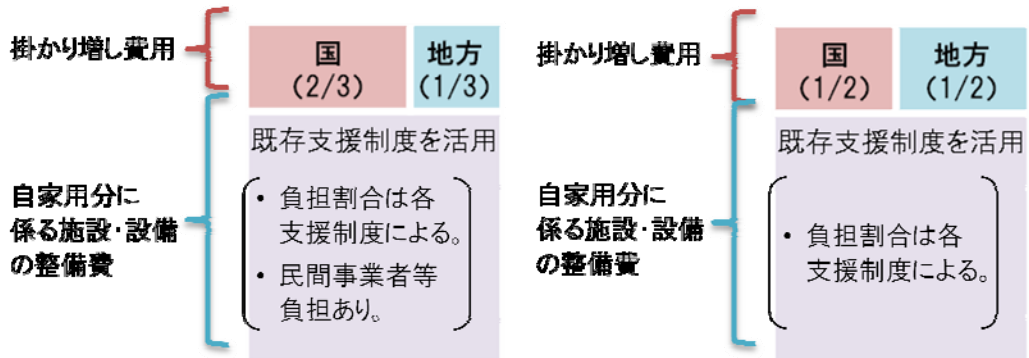
事業主体に応じた国の補助率を規定しています。

具体的には下図のとおりとなり、民間事業者等が事業主体である場合には、掛かり増し費用分は国と地方公共団体で全額補助する仕組みとなっています。

【支援イメージ】

①民間事業者が事業主体の場合

②地方公共団体が事業主体の場合



ii 補助対象部分の特定

まず、災害時拠点強靱化緊急促進事業の補助対象となるか否かについて、共通の・基本的な考え方を以下に示します。

自家用分（B）、整備が法令上義務付けられている設備等（C）及び建築工事に該当しない備品購入費等（D）は補助対象とはなりませんので留意してください。

< 共通 >

経費	経費の概要	補助金
A	災害時に備えた施設・設備のうち、帰宅困難者等を受け入れるために必要となる分（以下「受入分」といいます。）の工事費	補助対象
B	災害時に備えた施設・設備のうち、通常在館者のために必要となる分（以下「自家用分」といいます。）の工事費	補助対象外
C	受入分（A）を整備するか否かに関わらず、建築基準法や消防法等の法令で整備が義務付けられている施設・設備の工事費	補助対象外
D	施設・設備の工事以外のもの（建築工事に含まれない備品の購入費等）	補助対象外

iii 個別施設・設備の整備に要する費用に係る考え方

<一時滞在施設の場合> ○は補助対象を、×は補助対象外を示す

1-一	<p>受入スペース 協定で定める受入人数を受入可能なスペースがあること（スペースについては、3.3 m²/2人を目安とします。なお、受入専用のスペースの整備を求めるものではありません。）</p>
	<p>□受入空間 ※下記○に該当する場合は、当該整備費全額が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専ら帰宅困難者を受け入れるために整備するスペース（一般的には想定し難い。）【A】 × 平常時において利用されるスペース（エントランスホール、会議室等）【C】
	<p>□区画 ※下記○に該当する場合は、当該整備費全額が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平常時はロビー階等でセキュリティが確保されている執務階の会議室等を開放するため、追加的に必要な区画化に要する費用【A】 × ロビー階等において一般的に設けられるセキュリティ設備の設置等区画化に要する費用【C】
	<p>□経路 ※下記○に該当する場合は、当該整備費全額が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 帰宅困難者を滞在させようとする部分に至るまでの経路をバリアフリー化するための整備費（ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」といいます。）に規定される特別特定建築物における移動円滑化経路である部分を除く。）【A】 × ホール、百貨店、物販店舗等のバリアフリー法に規定される特別特定建築物の移動円滑化経路をバリアフリー化するための整備費【C】
1-二	<p>備蓄倉庫 自家用分と受入分の備蓄品（1人あたり3日分の食料、水等）を保管するための倉庫面積が確保されること。なお、0.1 m²/人を目安とします。</p> <p>□倉庫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自家用分と受入分を共用する場合にあっては、次のいずれか少ない額とする【A】 <ul style="list-style-type: none"> ① 協定で定める受入人数に0.1 m²/人乗じて得た面積に係る工事費（自家用分が整備済みの場合にあっては、受入人数に0.1 m²/人乗じて得た面積に係る工事費） ② 備蓄倉庫の工事費のうち受入分に係る額（人数按分による） × 通常在館者数に0.1 m²/人乗じて得た面積分（自家用分）の工事費【B】 <p>□ラック・棚等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受入分に対応した据え付け型のラック等【A】 × 自家用分に対応した据え付け型のラック等【B】 × 固定されていないラック等【D】

□備蓄品

- × 受入分、自家用分の購入費のいずれも【D】

1-三

受入関連設備

□発電設備・蓄電池

災害時専用の発電設備のみならず、常用防災兼用発電設備についても補助対象となります（ただし、商用のものを除きます。）。

- 消防用設備等に電力供給するために確保しなければならない電力容量を超えるうち受入分（通常在館者数と受入人数の按分による）に係る発電設備又は蓄電池の整備費【A】

ただし、業務継続等のために大容量を確保しようとする場合にあっては、受入人数に単位面積 $3.3 \text{ m}^2/\text{人}^{\ast 1}$ と発電機設計上の単位面積当たりピーク負荷として $50\text{W}/\text{m}^2$ を乗じて得た発電容量を上限とします。

- 受入分に対応した発電量を3日間維持するために必要となる燃料を備蓄するための燃料タンク等の設置費【A】
- × 自家用分に対応した発電容量等に係る発電設備又は蓄電池の整備費【B】
- × 非常用発電設備等（消防用設備等に電力供給しなければならない電力容量分しかない発電設備又は蓄電池）の整備費【C】

※1 コージェネレーションシステムも対象に含みます。

□貯水槽

災害時に槽内の水を帰宅困難者等のための生活用水として利用可能な貯水槽を対象とします。

- 貯水槽の整備費のうち受入分に係る額（ただし、消防用水と兼用する貯水槽の場合には、当該消防用水分の貯水量を除いた貯水量相当額を人数按分したもの）【A】
- × 通常在館者分のみに対応した容量の貯水槽【C】
- × 消防用水としての貯水量にのみ対応した貯水槽【C】

□防災井戸

その掘削に際して、地方公共団体に防災用として許可を得たもの及び被災時に井戸水を提供するもの防災用井戸として地方公共団体に登録されるものを対象とします。

- 井戸の整備費のうち受入分に係る額（人数按分による）【A】
- 井戸水を汲み上げるための揚水機、浄化設備及び配水管の整備費のうち受入分に係る額（人数按分による）【A】
- × 井戸の整備費のうち自家用分に係る額【B】
- × 日常的に利用する井戸の整備費【C】

□マンホールトイレ

概ね100人に1基を目安として整備する分を補助対象とします。

- 受入人数を100で除して得た数値（端数切上げ）分の整備費（ブースを含む）【A】

注) 上記の数のマンホールトイレの整備を求めるものではなく、補助対象とする範囲を明らかにするためのものです。

□照明設備

- 帰宅困難者の受入に伴って追加的に必要となる非常用照明設備の整備費（人数按分は不要とする。）【A】
- × 建築基準法上必要な非常用照明設備の整備費【C】

□非常用通信設備

被災時においても確実に地方公共団体等関係機関と通信可能な接続回線（衛星回線インターネット、地方公共団体との専用の有線・無線回線等通信方法は限定しません）を用いた通信設備を対象とします。

- 上記通信設備の整備費のうち受入分に係る額（人数按分による。ただし、帰宅困難者受入に伴い地方公共団体と専用の回線設備を設けるものにあつては、人数按分は不要とします。）【A】
- × 携帯型の通信機器の購入費【D】

□非常用情報提供設備

受け入れた帰宅困難者に対して、被災状況や公共交通機関の運行状況等の情報を提供するためのディスプレイ等の設備機器

- 上記情報提供設備の整備費のうち受入分に係る額（人数按分による。ただし、帰宅困難者受入のために情報提供設備を設けるものにあつては、人数按分は不要とする。）【A】
- × 携帯型ラジオ等の購入費【D】

<災害拠点病院の場合> ○は補助対象を、×は補助対象外を示す

1-1 受入スペース

□受入空間 ※対象であれば全額

- 専ら負傷者を受け入れるために整備するスペース（一般的には想定し難い。）【A】
- × 平常時において利用されるスペース（受付ホール等）【C】

□区画

- × 病院であることから一般的には想定し難い。

□経路

- × 病院は、バリアフリー法の特別特定建築物に該当し、おおよそ全ての部分でバリアフリー化が必要となるため。

1-2 備蓄倉庫

備蓄品（1人あたり3日分の食料、水等並びに医薬品、医療機器及び簡易ベッド等）を保管するための倉庫面積を確保

□倉庫

- 自家用分と受入分を共用する場合にあつては、備蓄倉庫の工事費のうち受入分に係る額（人数按分による）【A】

	<ul style="list-style-type: none"> × 自家用分の工事費【B】
	<ul style="list-style-type: none"> □ラック・棚等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 受入分に対応した据え付け型のラック等【A】 × 自家用分に対応した据え付け型のラック等【B】 × 固定されていないラック等【D】
	<ul style="list-style-type: none"> □備蓄品 <ul style="list-style-type: none"> × 受入分、自家用分の購入費のいずれも【D】
1-三	<p>受入関連設備 整備される発電機容量が平常時消費電力の6割以上であること（災害拠点病院の指定要件を勘案）</p>
	<ul style="list-style-type: none"> □発電設備・蓄電池 <p>災害時専用の発電設備のみならず、常用防災兼用発電設備についても補助対象となります（ただし、商用のものを除きます。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防用設備等に電力供給するために確保しなければならない電力容量を超えるうち受入分（通常在館者数と受入人数の按分による）に係る発電設備又は蓄電池の整備費【A】 ○ 受入分に対応した発電量を3日分維持するために必要な燃料備蓄設備の整備費【A】 × 自家用分に対応した発電容量等に係る発電設備又は蓄電池の整備費【B】 × 非常用発電設備等（消防用設備等に電力供給しなければならない電力容量分しかない発電設備又は蓄電池）の整備費【C】
	<ul style="list-style-type: none"> □貯水槽 <p>災害時に槽内の水を負傷者のための生活用水等として利用可能な貯水槽を対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 貯水槽の整備費のうち受入分に係る額（ただし、消防用水と兼用する貯水槽の場合には、当該消防用水分の貯水量を除いた貯水量に対応した整備費）【A】 × 通常在館者分のみに対応した容量の貯水槽【C】 × 消防用水としての貯水量にのみ対応した貯水槽【C】
	<ul style="list-style-type: none"> □防災井戸 <p>災害拠点病院において、病院機能を維持するために管理する井戸を対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 井戸の整備費のうち受入分に係る額（通常在館者数と受入人数の按分による）【A】 ○ 井戸水を汲み上げるための揚水機、浄化設備及び配水管の整備費のうち受入分に係る額（人数按分による）【A】 × 井戸の整備費のうち自家用分に係る額【B】 × 日常的に利用する井戸の整備費【C】
	<ul style="list-style-type: none"> □マンホールトイレ

概ね 100 人に 1 基を目安として整備する分を補助対象とします。

- 受入人数を 100 で除して得た数値（端数切上げ）分の整備費（ブースを含む）【A】

注）上記の数のマンホールトイレの整備を求めるものではなく、補助対象とする範囲を明らかにするためのものです。

□照明設備

- 帰宅困難者の受入に伴って追加的に必要となる非常用照明設備整備費（人数按分は不要）【A】
- × 建築基準法上必要な非常用照明設備の整備費【C】

□非常用通信設備

被災時においても確実に地方公共団体等関係機関と通信可能な接続回線（衛星回線インターネット、地方公共団体と情報交換を行うための専用の有線・無線回線等通信方法は限定しません）を用いた通信設備を対象とします。

- 上記通信設備の整備費のうち受入分に係る額（人数按分による。ただし、帰宅困難者受入に伴い地方公共団体と専用の回線設備を設けるものにあつては、人数按分は不要とする。）【A】
- × 携帯型の通信機器の購入費【D】

□非常用情報提供設備

受け入れた帰宅困難者に対して、被災状況や公共交通機関の運行状況等の情報を提供するためのディスプレイ等の設備機器

- 上記情報提供設備の整備費のうち受入分に係る額（人数按分による。ただし、帰宅困難者受入のために情報提供設備を設けるものにあつては、人数按分は不要とする。）【A】
- × 携帯型ラジオ等の購入費【D】

注）上記の内容は、災害時拠点強靱化緊急促進事業に係る補助対象を解説したものであつて、他省庁が所掌する補助制度等の補助対象を解説するものではありませんのでご注意ください。

iv 施設・設備が帰宅困難者等を受け入れるためとその他目的のために共通して整備される施設・設備の整備に要する費用の按分の考え方

<一時滞在施設の場合>

通常在館者数	<input type="checkbox"/> オフィスビル 以下のいずれかの数 ・当該建築物における従業員数（実数による） ・建築物の延べ面積を 15 m ² /人（一人当たり床面積）で除して得た数 ※ 上記の延べ面積は建築基準法における容積率を算定する延べ面積とする。																									
	<input type="checkbox"/> 店舗等 以下を合計した数 ・来店者数（大規模小売店舗立地法の原単位による） ・従業員数（実数による） （参考）大規模小売店舗立地法での交通量と駐車場規模の算定方法 $\text{来店者数} = \text{店舗面積当り日来店客数原単位} \times \text{当該店舗面積}$ $\text{店舗面積当り日来店客数原単位} \quad (\text{単位：人/千m}^2)$ <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">商業地区</th> <th colspan="2">その他地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口 40 万人以上</td> <td>1,500 - 20 S</td> <td>(S < 20)</td> <td>1,400 - 40 S</td> <td>(S < 10)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,100</td> <td>(S ≥ 20)</td> <td>1,100</td> <td>(S ≥ 10)</td> </tr> <tr> <td>人口 40 万人以下</td> <td>1,100 - 30 S</td> <td>(S < 5)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>950</td> <td>(S ≥ 5)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		商業地区		その他地区		人口 40 万人以上	1,500 - 20 S	(S < 20)	1,400 - 40 S	(S < 10)		1,100	(S ≥ 20)	1,100	(S ≥ 10)	人口 40 万人以下	1,100 - 30 S	(S < 5)				950	(S ≥ 5)		
	商業地区		その他地区																							
人口 40 万人以上	1,500 - 20 S	(S < 20)	1,400 - 40 S	(S < 10)																						
	1,100	(S ≥ 20)	1,100	(S ≥ 10)																						
人口 40 万人以下	1,100 - 30 S	(S < 5)																								
	950	(S ≥ 5)																								
	<input type="checkbox"/> ホール、劇場等 以下を合計した数 ・ホール等の定員数 ・従業員数（実数による）																									
	<input type="checkbox"/> 学校 以下を合計した数（実数又は定員数による） ・学生、生徒又は児童数 ・教職員数																									
受入人数	地方公共団体と締結する協定において取り決める帰宅困難者の受入予定数																									

<災害拠点病院の場合>

通常在館者数	以下を合計した数 ・病床数（入院患者数実数又は定員数による） ・平均外来患者数（前年度の外来患者総数を開院日数で除した数字） ・職員数（医師、看護師等を含む実数による）
受入人数	以下を合計した数

- ・病床数を2倍にした数以下とする
- ・平均外来患者数を5倍にした数以下とする

注) 上記の内容は、災害時拠点強靱化緊急促進事業に係る補助対象を解説したものであって、他省庁が所掌する補助制度等の補助対象を解説するものではありませんのでご注意ください。

(参考) 整備される受入関連設備の補助対象部分の考え方

(a) 給水施設整備費

補助対象となる防災井戸又は貯水槽を整備する場合に、当該防災井戸等から帰宅困難者等が利用する場所までの給水用配管の工事費が補助対象となります。

(b) 電気施設整備費

補助対象となる発電設備を整備する場合に、当該発電設備から帰宅困難者等の受入スペース(トイレ等の必要なユーティリティスペースを含む。)への主配線や分電盤及び補助対象となるポンプ施設等の設備機器への動力配線の工事費が対象となります。

また、災害時に発電した際に幹線への電気の逆流を防止するための制御盤の設置費用についても補助対象となります。

(d) ガス供給施設整備費

補助対象外です。

なお、災害拠点病院の受付ホールや廊下等において、治療等のために必要となる酸素ガス吸入用等のガス配管を整備する場合は補助対象となります。

(e) 受入関連設備室整備費

原則として、補助対象外です。

ただし、受入分に係る設備機器容量が自家用分に係る設備機器容量に比べて著しく大きいため、設備機器の設置室が相当程度大きくなる場合には補助対象となり得ます。

Ⅲ 関連要綱等

1 災害時拠点強靱化緊急促進事業制度要綱

平成 26 年 4 月 1 日
国住街第 1 6 5 号

災害時拠点強靱化緊急促進事業制度要綱

国土交通省住宅局長

第 1 目的

この要綱は、大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者及び負傷者（以下「帰宅困難者等」という。）を一時的に受け入れる施設の確保を図るため、学校、民間ビルや病院等の建築物において、帰宅困難者等を受け入れるために必要となるスペース、備蓄倉庫及び設備等を整備する事業について、国が必要な助成を行い、緊急的な促進を図るための制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

第 2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 災害時拠点強靱化緊急促進事業

大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者等に対応するため、この要綱において定めるところに従って実施される事業で、一時滞在施設及び災害拠点病院の整備に関する事業をいう。

二 一時滞在施設

第四号に規定する協定に基づき、帰宅困難者を一時的に受け入れる民間オフィスビル、学校等の施設・建築物をいう。

三 災害拠点病院

平成 24 年 3 月 21 日付厚生労働省医政局長通知「医政発 0321 第 2 号災害時における医療体制の充実強化について」に基づく災害拠点病院をいう。

四 協定

大規模災害発生時の帰宅困難者の受入を行う一時滞在施設の所有者又は管理者と当該一時滞在施設の存する地方公共団体との間において、帰宅困難者の受入人数のほか、一時滞在施設であることについての情報提供や帰宅困難者の誘導の方法を含む帰宅困難者の受入に関する事項について定めた取り決めをいう。

五 帰宅困難者

地震発生時等に外出している者のうち、自宅が遠距離にあること等により帰宅できない者であって、次号に規定する通常在館者以外の者をいう。

六 通常在館者

平常時において、施設・建築物を利用するために当該施設・建築物に存す

る者とこれらの者にサービス等を提供するために当該施設・建築物に存する者をいう。

七 受入スペース

帰宅困難者等を受入可能なエントランスホール、ロビー、多目的ホール、集会場、貸会議室その他これらに類する建築物の部分又は建築物の敷地内の部分（風雨にさらされないよう措置されるものに限る。）をいう。

八 備蓄品

災害時に備えた食料、水及びブランケット（災害拠点病院の場合にあっては、医薬品、医療器具及び簡易ベッドを含む。）をいう。

九 備蓄倉庫

前号に規定する備蓄品を保管するための倉庫をいう。

十 受入関連設備

災害時に使用する発電設備、貯水槽、防災井戸、マンホールトイレ又は非常用通信・情報提供等の設備をいう。

十一 基礎事業

次に掲げる交付金又は補助金を受けて施設・建築物の整備を行うものをいう。

イ 国土交通省所管の社会資本整備総合交付金、都市機能立地支援事業補助金その他の施設・建築物の整備に対する交付金又は補助金

ロ 復興庁所管の東日本大震災復興交付金

ハ 文部科学省所管の学校施設環境改善交付金、私立学校施設整備費補助金その他の学校施設の整備に対する交付金又は補助金

ニ 厚生労働省所管の医療提供体制施設整備交付金、医療施設運営費等補助金その他の医療施設の整備に対する交付金又は補助金

十二 事業主体

災害時拠点強靱化緊急促進事業を実施する地方公共団体及び民間事業者等をいう。

十三 評価方法基準

住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条第1項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）をいう。

第3 事業の実施

事業主体は、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

一 一時滞在施設整備事業

一時滞在施設として、帰宅困難者を受け入れるための受入スペース、備蓄倉庫又は受入関連設備の整備

二 災害拠点病院整備事業

災害拠点病院として、第2第三号の通知において厚生労働省が定める指定の要件に適合させるための受入スペース、備蓄倉庫又は受入関連設備の整備

第4 事業要件

第3に掲げる事業の要件は次に定めるものとする。

- 1 第3第一号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。

- 一 大規模災害発生時において100人以上の帰宅困難者を受け入れることに関して地方公共団体と協定を締結するものであること
 - 二 政令指定都市若しくは特別区の区域内の主要駅の周辺（駅から概ね半径1キロメートルの範囲内とする。）又は中核市、特例市若しくは県庁所在都市の中心駅の周辺（駅から概ね半径1キロメートルの範囲内とする。）の区域内において整備されるものであること。
 - 三 次のいずれかに該当する耐震性を有するものであること
 - イ 新築する場合にあつては、構造躯体の倒壊等防止に関する基準に適合すること（評価方法基準第5の1の1-1に規定する耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の等級2に相当）又は免震構造若しくは制震構造の採用等により、地震被災時における躯体の保全に配慮していること。
 - ロ 既存の建築物を改修等する場合にあつては、旧耐震基準により建築されたものについては、地震に対して安全な構造とするための改修が行われるものであること。（耐震診断等により地震に対して安全な構造であることが明らかでないものを除く。）
 - ハ 上記のほか、国又は地方公共団体が別に定める構造基準がある場合においては、当該基準に適合すること。
 - 四 通常在館者及び帰宅困難者等が、当該施設において3日間滞在するために必要となる備蓄品を保管可能な備蓄倉庫が確保されるものであること。
 - 五 通常在館者分の備蓄品を保管するための備蓄倉庫については、次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 基礎事業として国の交付金又は補助金を受けて整備されるもの
 - ロ 事業の実施前に基礎事業として国の交付金又は補助金を受けて整備されたもの
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、都市再生特別措置法第45条の15第1項の規定による管理協定の締結等により、備蓄倉庫として適切に維持管理されると認められるもの
 - 六 平成31年3月31日までに着手（基礎事業により国の交付金又は補助金を受けて設計等に着手した場合、又は施設・建築物の設置等に関して法令に基づく許認可等を了した場合を含む。）された事業であること。
 - 七 事業を実施しようとする第二号に規定する区域を対象として、都市再生特別措置法第19条の13に規定される都市再生安全確保計画又は都市安全確保促進事業制度要綱（平成24年6月14日付け国都まち第21号）第2条第2項に規定するエリア防災計画が定められる場合にあつては、本事業により整備する一時滞在施設を当該計画に位置づける等これらの計画と連携した取組を行うものであること。
- 2 第3第二号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。
- 一 災害拠点病院として都道府県の指定を受けていること又は受けることが確実であること。
 - 二 前項第三号から第六号に掲げる要件に適合するものであること。

第5 補助金交付対象事業

補助金交付対象事業は、地方公共団体が行う災害時拠点強靱化緊急促進事業及

び民間事業者等が行う災害時拠点強靱化緊急促進事業に対して地方公共団体がその費用の一部を補助する事業とする。

第6 国の補助

- 一 国は、地方公共団体が行う災害時拠点強靱化緊急促進事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において、当該地方公共団体に対し、その一部を補助することができる。
- 二 国は、補助事業者である地方公共団体が地方公共団体以外の者に対し、災害時拠点強靱化緊急促進事業の実施に要する経費について補助する場合には、予算の範囲内において、当該補助事業者である地方公共団体に対し、その一部を補助することができる。

第7 都道府県の補助

都道府県は、市町村が事業主体に対し、事業の実施に要する経費について補助する場合には、市町村に対し補助をすることができる。

第8 監督等

国土交通大臣は、事業主体に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、災害時拠点強靱化緊急促進事業の促進を図り適正な執行を確保するため、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

第9 運営

災害時拠点強靱化緊急促進事業の運営は、この要綱に定めるところによるほか、別に定める災害時拠点強靱化緊急促進事業補助金交付要綱及び関係局長通知によるものとする。

附則

第1 施行期日

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 災害時拠点強靱化緊急促進事業交付要綱

平成 26 年 4 月 1 日
国住街第 1 6 6 号

災害時拠点強靱化緊急促進事業補助金交付要綱

国土交通省住宅局長

第 1 0 通則

災害時拠点強靱化緊急促進事業に係る国の補助金（以下「補助金」という。）の交付等に関しては、補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び災害時拠点強靱化緊急促進事業制度要綱（平成 26 年 4 月 1 日付国住街第 165 号。以下「制度要綱」という。）その他関係通知に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

第 1 1 定義

この要綱における用語の定義は、それぞれ制度要綱第 2 に定めるところによる。

第 1 2 補助金の額

- 1 地方公共団体が実施する事業にあっては、次に掲げる費用を合計した額の 2 分の 1 以内の額とし、民間事業者等が実施する事業にあっては、次に掲げる費用を合計した額の 3 分の 2 以内で、かつ、地方公共団体が民間事業者等に補助する額に 2 を乗じて得た額以内の額とする。
 - 一 受入スペースの整備に要する費用
帰宅困難者等の円滑な受け入れのため付加的に必要となるスペースを区画する工事及び当該スペースに至る経路の段差解消等の工事に要する費用（専ら帰宅困難者等を受け入れるためのスペースを付加的に整備する場合にあってはその工事に要する費用を含む。）
 - 二 備蓄倉庫の整備に要する費用
帰宅困難者等の受入に伴い付加的に必要となる備蓄倉庫の工事に要する費用
 - 三 受入関連設備の整備に要する費用
帰宅困難者等の受入に伴い付加的に必要となる発電設備・蓄電池、貯水槽・防災井戸、マンホールトイレ、非常用照明設備・通信設備等の設備を設置するための工事に要する費用（付随して必要となる設備配管等の整備費を含み、災害拠点病院にあっては、大量の負傷者を受け入れた際に、廊下や外来受付スペース等においても治療が行えるようにするために必要な酸素吸入配管等の整備費を含む。）
- 2 前項各号に掲げる施設・設備については帰宅困難者受入用と通常在館者用を別々に整備することを要しないが、その整備費については、帰宅困難者等と通常在館者の人数比で按分することにより算出することを基本とする。

第 1 3 補助金の交付の申請

- 1 補助金の交付の申請をしようとする者は、都道府県知事に補助金交付申請書を提出しなければならない。
- 2 都道府県知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反せず、補助金の目的及び内容に適合し、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうか等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付申請報告書（以下、「報告書」という。）に補助金交付申請書を添付し、地方整備局長等（地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。
- 3 地方整備局長等は、都道府県知事から前項の規定により報告書を受けたときは、補助金交付申請進達書に報告書を添付し、国土交通大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。
- 4 補助事業の実施が複数年度にわたる場合には、前 3 項に準じて毎年度補助金交付申請書を作成しなければならない。

第 1 4 補助金の交付の決定等

大臣は、第 4 第 3 項の規定による補助金交付申請書等の提出があったときは、審査の上、補助金の交付の決定を行い、その決定の内容及びこれに条件を附したときにはその条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

第 1 5 申請の取下げ

- 1 第 4 第 1 項の申請を行った者は、補助金の交付の決定があった後、事情の変更等により特別な事由が生じたため、当該決定の取消しを申請しようとする場合は、補助金交付決定取消申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 都道府県知事は、交付決定の取消しの申請があったときは、第 4 第 2 項の規定に準じて補助金交付決定取消申請報告書（以下、「取消申請報告書」という。）を提出しなければならない。
- 3 地方整備局長等は、取消申請報告書の提出があったときは、第 4 第 3 項の規定に準じて補助金交付決定取消申請進達書を提出しなければならない。
- 4 前 3 項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

第 1 6 事業内容の変更

- 1 補助金の交付決定額の変更又は補助事業（補助金を充てて実施する事業をいう。以下同じ。）の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする事業主体は、補助金交付決定変更申請書に変更工事設計書を添えて、第 4 第 1 項の規定に準じて提出しなければならない。
- 2 都道府県知事は、補助金の交付決定の変更の申請があったときは、第 4 第 2 項の規定に準じて補助金交付決定変更申請報告書（以下、「変更申請報告書」という。）を提出しなければならない。
- 3 地方整備局長等は、都道府県知事から前項の規定により変更申請報告書を受けたときは、第 4 第 3 項の規定に準じて補助金交付決定変更申請進達書を提出

しなければならない。

4 第1項の軽微な変更は、次の各号に掲げる変更で、補助金の額に変更を生じないものとする。

- 一 工事施行箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの以外のもの
- 二 施設の構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの並びに規模の変更で、補助金の交付の決定の基礎となった設計（変更設計を含む。）に基づく工事の程度を著しく変更するもの以外のもの
- 三 本工事費、附帯工事費の工種別の金額の3割（当該工種別の金額の3割に相当する金額が9,000千円以下であるときは9,000千円）又は30,000千円を超える変更以外のもの
- 四 その他大臣が認めるもの

第17 状況の報告

大臣は、必要があると認められるときは、都道府県又は指定都市に対し、都道府県知事は、市町村（指定都市を除く。）又は民間事業者等に対し、補助事業の進行状況に関する報告を求め、又はその進行状況を調査することができる。

第18 都道府県知事の指導監督

1 指導監督事務

都道府県知事は、補助事業の円滑な実施を図るため、補助事業者に対し必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又は実地に検査しなければならない。

2 指導監督事務費

国は、都道府県知事が行う前項の指導監督に要する費用として、当該年度における当該都道府県の区域内で行う災害時拠点強靱化緊急促進事業に要する費用に100分の3.0以内において国土交通大臣が定める率を乗じて得た額に相当する額を都道府県に交付することができる。災害時拠点強靱化緊急促進事業の運営は、この要綱に定めるところによるほか、別に定める災害時拠点強靱化緊急促進事業補助金交付要綱及び関係局長通知によるものとする。

第10 実績の報告等

1 事業主体は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。また、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、その翌年度の4月10日までに、当該実績報告書を都道府県知事、地方整備局長等を通じて大臣に提出しなければならない。

2 事業主体は、前項の場合において、やむを得ない事由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

第11 補助金の額の確定

大臣は、第10第1項の実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであるかど

うかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

第 1 2 全体設計の承認

- 1 事業主体は、当該補助事業に係る建設工事が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付の申請までに、当該建設工事に係る事業費の総額及び補助事業の完了の予定期日等について、全体設計承認申請書を都道府県知事、地方整備局長等を通じて大臣に提出することができる。なお、当該建設工事に係る事業費の総額を変更する場合も同様とする。
- 2 大臣は、全体設計承認申請書を受理し、審査の上適当と認められた場合は、当該全体設計を承認し、全体設計の承認を申請した者に通知するものとする。

第 1 3 助金の支払い

- 1 補助金は、第 1 1 の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、支払い請求書を都道府県知事、地方整備局長等を通じて大臣に提出しなければならない。

第 1 4 交付決定の取消等

次の各号のいずれかに該当するときは、大臣は、補助事業者に対して、補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 一 事業主体が補助金交付の条件に違反した場合
- 二 事業主体が補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合
- 三 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 四 前 3 号に掲げる場合のほか、事業主体が補助金の交付の決定の内容その他法令又はこれに基づく大臣の処分に違反した場合

第 1 5 経理書類の保管

補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保存しておかなければならない。

第 1 6 書類の様式及び提出方法

- 1 書類の様式は、別に定めるとおりとする。
- 2 前項に規定する書類のうち事業主体が申請又は報告等すべきものについては、大臣に 2 部提出するものとする。

第 17 運営

補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- 二 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年内閣府・建設省令第 9 号）
- 三 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 3 月 12 日付け建設省会発第 74 号建設事務次官通達）
- 四 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 4 月 15 日付け建設省住発第 120 号住宅局長通達）
- 五 建設省所管補助事業における食料費の支出について（平成 7 年 11 月 20 日付け建設省会発第 641 号建設事務次官通知）
- 六 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成 17 年 9 月 1 日付け国住総第 37 号住宅局長通知）
- 七 その他関連通知等に定めるもの

附則

第 1 施行期日

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

3 災害時拠点強靱化緊急促進事業補助金申請等要領

平成 26 年 4 月 1 日
国住街第 169 号

災害時拠点強靱化緊急促進事業補助金申請等要領

国土交通省住宅局長通知

災害時拠点強靱化緊急促進事業に係る国の補助金の交付等に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）、災害時拠点強靱化緊急促進事業制度要綱（平成 26 年 4 月 1 日国住街第 165 号）及び災害時拠点強靱化緊急促進事業補助金交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日国住街第 166 号。以下「交付要綱」という。）に定める関係法令及び関係通知によるほか、下記により取り扱うこととしたので通知する。

記

第 1 補助事業の完了予定期日の変更について

- 1 補助事業が予定の期間内に完了しないため、補助事業完了予定期日（以下「完了予定期日」という。）を変更しようとする場合は、交付の申請をした国土交通大臣又は地方整備局長等に報告するものとする。ただし、補助金の繰越を伴わない場合であり、かつ変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日（補助金の繰越があった場合は、当該繰越を伴う変更により定められた完了予定期日とする。）後 6 箇月以内である場合は、この限りでない。
- 2 完了予定期日の変更を報告しようとする補助事業者は「補助事業の完了予定期日報告書」を交付要綱第 4 の補助金交付の申請の手続きに準じて国土交通大臣又は地方整備局長等に提出すること。この場合、市町村（指定都市を除く。）が施行する事業にあつては、所管都道府県知事の審査を経ること。
- 3 前号にかかわらず、完了予定期日の変更が補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更に伴う場合は、補助金の交付決定の変更の申請に含めて行うこと。

第 2 申請書等の様式について

災害時拠点強靱化緊急促進事業に係る書類の様式は、別表第 1 によるものとする。

第 3 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

- 1 補助事業者は、補助事業の完了（大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。）後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときには、様式第 22 による消費税額の額の確定に伴う報告書を速やかに大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告があつたときには、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

第 4 補助事業事務の標準処理期間

- 1 補助金等交付申請書の受理後、交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は 30 日とする。
- 2 都道府県知事において、補助金等交付申請書の受理後、地方整備局長等に提出するまでに通常要すべき標準的な期間は 30 日とする。

附則

1 施行期日

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

別表第 1

書類	様式
補助金交付申請書	様式第 1
工事設計書及び変更工事設計書	様式第 2
補助事業費財源表	様式第 3
補助金交付申請報告書	様式第 4
補助金交付申請進達書	様式第 5
補助金交付決定変更申請書	様式第 6
補助金交付決定変更申請報告書	様式第 7
補助金交付決定変更申請進達書	様式第 8
指導監督事務費補助交付申請書	様式第 9
指導監督事務費補助交付申請進達書	様式第 10
指導監督事務費補助交付決定変更申請書	様式第 11
指導監督事務費補助交付決定変更申請進達書	様式第 12
補助金交付決定取消申請書	様式第 13
補助金交付決定取消申請報告書	様式第 14
補助金交付決定取消申請進達書	様式第 15
補助事業の完了予定期日変更報告書	様式第 16
補助事業の完了予定期日変更報告に係る報告書	様式第 17
補助事業の完了予定期日変更報告進達書	様式第 18
全体設計（変更）承認申請書	様式第 19
完了実績報告書	様式第 20
年度終了実績報告書	様式第 21
補助金確定通知書	様式第 22
是正命令書	様式第 23
補助金返還命令書	様式第 24
額の確定通知	様式第 25
債権発生通知書	様式第 26
残存物件継続使用承認申請書	様式第 27
残存物件継続使用承認申請報告書	様式第 28
残存物件継続使用承認申請進達書	様式第 29
残存物件台帳	様式第 30

4 防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術基準（抄）

別添2 構造躯体の倒壊防止に関する基準

(1) 定義

- ① 「構造躯体^{くたい}」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう（以下1-1から1-5まで及び3-1において同じ。）。
- ② 「極めて稀に発生する地震による力」とは、令第82条の5第5号に規定する地震力に相当する力をいう。

(2) 評価事項

- ① この性能表示事項において評価すべきものは、極めて稀に発生する地震による力に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさとする。
- ② 新築住宅に係る各等級に要求される水準は、極めて稀に発生する地震による力に、少なくとも1.25を乗じて得た数値となる力の作用に対し、構造躯体が倒壊、崩壊等しないこととする。

(3) 評価基準

評価対象建築物のうち建築基準法第20条第1号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイからトまでのいずれかに定めるところにより適合判定（要求される水準を満たしているか否かを判断することをいう。以下同じ。）を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成19年国土交通省告示第592号の規定によること。

イ 限界耐力計算による場合

次の①から③までに掲げる基準に適合していること。

- ① 令第82条の5第5号に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、同号中「当該地震力」とあるのは「当該地震力に1.25以上の倍率を乗じた地震力」とし、平成12年建設省告示第1457号第7第4項第1号中「0.3」とあるのは「0.3に1.25以上の倍率を乗じた数値」とする。
- ② 令第82条の5第1号から第5号まで（①に基づく構造計算によって同条第5号に基づく構造計算と同等の安全さが確かめられた場合にあつては、同条第1号から第4号まで）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。
- ③ 令第36条第1項に規定する耐久性等関係規定（令第39条第1項及び第70条の規定を除く。以下単に「耐久性等関係規定」という。）に適合していること。

ロ 保有水平耐力計算等による場合

次の①から③までに掲げる基準に適合していること。

- ① 評価対象建築物の地上部分について、次のa又はbのいずれかに適合し、かつ、次のcに適合している場合を除いては、令第82条の3第1号の規定によって計算した各階の水平力に対する耐力が、同条第2号の規定によって計算した必要保有水平耐力に1.25以上の倍率を乗じて得た数値以上である

こと。この場合において、平成 19 年国土交通省告示第 594 号第 4 第 3 号ロ(1)中「地震時に柱の脚部に生ずる力」とあるのは「地震時に柱の脚部に生ずる力に 1.25 以上の倍率を乗じた力」とし、同告示第 4 第 4 号の表は、K の数値に 1.25 以上の倍率を乗じて適用するものとし、同告示第 4 第 5 号イ中「0.3」とあるのは「0.3 に 1.25 以上の倍率を乗じた数値」とする。

a 高さ 31m 以下の鉄骨造の評価対象建築物又は鉄筋コンクリート造等の評価対象建築物（鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の評価対象建築物又はこれらの構造を併用する構造の評価対象建築物をいう。以下同じ。）にあっては、昭和 55 年建設省告示第 1791 号第 1 から第 3 まで（第 3 第 3 号を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、同告示第 1 第 1 号及び第 2 第 1 号中「地震力による応力の数値に」とあるのは「地震力による応力の数値に、1.25 以上の倍率及び」とし、同告示第 2 第 3 号ロ中「地震時に当該柱の脚部に生ずる力」とあるのは「地震時に当該柱の脚部に生ずる力に 1.25 以上の倍率を乗じた力」とし、同告示第 3 第 1 号イ及び第 2 号イに掲げる式は、その右辺に 1.25 以上の倍率を乗じて適用するものとし、同告示第 3 第 1 号ロ中「当該地震力」とあるのは「当該地震力に 1.25 以上の倍率を乗じた力」とする。

b 建築基準法第 20 条第 2 号に掲げる建築物以外の評価対象建築物については、次の(i)から(iii)までのいずれかに適合していること。

(i) 鉄骨造の評価対象建築物にあっては、令第 82 条の 6 第 2 号及び平成 19 年国土交通省告示第 593 号第 1 号イ(3)に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、同号イ(3)中「○・三」とあるのは「○・四（水平力を負担する筋かいを設けた階（地階を除く。）を含む評価対象建築物にあっては○・五）に、1.25 以上の倍率を乗じて得た数値」とし、「確かめられたもの」とあるのは「確かめられたこと」とし、「地震力によって当該柱に生ずる力」とあるのは「地震力によって当該柱に生ずる力に 1.25 以上の倍率を乗じた力」とする。

(ii) 鉄筋コンクリート造等の評価対象建築物にあっては、平成 19 年国土交通省告示第 593 号第 2 号イの規定に適合していること。この場合において、同号イ(1)中「適合するもの」とあるのは「適合すること」とし、同号イ(1)に掲げる式は、その右辺に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて適用するものとし、同号イ(2)中「当該地震力」とあるのは「当該地震力に評価方法基準に規定する耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた力」とする。

(iii) 鉄骨造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造を併用する評価対象建築物にあっては、鉄骨造の構造部分を有する階が(i)の規定に、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階が(ii)の規定にそれぞれ適合していること。

c 鉄筋コンクリート造等の評価対象建築物並びに鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階にあっては、令第 82 条第 1 号から第 3 号までに定めるところによりする構造計算によって確か

められる安全性を有するものであること。この場合において、同条第 2 号の表は、K の数値に 1.25 以上の倍率を乗じて適用するものとする。

② 令第 3 章第 8 節（令第 82 条第 4 号、第 82 条の 4 及び第 82 条の 5 並びに①に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。）に定める構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

③ 令第 3 章第 1 節から第 7 節の 2 までの規定（構造計算の種類に応じて令第 36 条第 2 項の規定により適用が除外されるもの並びに令第 39 条、第 60 条、第 62 条の 7 及び第 70 条を除く。）に適合していること。

ハ 令第 81 条第 2 項第 1 号ロに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による場合

次の①から③までの規定に適合していること。

① プレストレストコンクリート造の評価対象建築物又はプレストレストコンクリート造と鉄筋コンクリート造その他の構造を併用する評価対象建築物（以下「プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物」という。）にあっては、昭和 58 年建設省告示第 1320 号（以下②において「告示」という。）第 18 第 5 号に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、同号中「当該地震力」とあるのは「当該地震力に 1.25 以上の倍率を乗じた地震力」とし、平成 12 年建設省告示第 1457 号第 7 第 4 項第 1 号中「0.3」とあるのは「0.3 に 1.25 以上の倍率を乗じた数値」とする。

② プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあっては、告示第 18 第 1 号から第 5 号まで（①に基づく構造計算によって告示第 18 第 5 号に基づく構造計算と同等の安全さが確かめられた場合にあっては、告示第 18 第 1 号から第 4 号まで）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

③ 耐久性等関係規定に適合していること。

ニ 令第 81 条第 2 項第 1 号イ、同項第 2 号イ又は第 3 項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による場合

次の①から④までの規定に適合していること。

① 壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の評価対象建築物にあっては、評価対象建築物の地上部分について、平成 13 年国土交通省告示第 1025 号第 10 イの規定によって計算した保有水平耐力が、同ロの規定によって計算した必要保有水平耐力に 1.25 以上の倍率を乗じて得た数値以上であること。

② プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあっては、評価対象建築物の地上部分について、次の a から d までのいずれかに適合していること。

a 令第 82 条の 3 第 1 号の規定によって計算した各階の水平力に対する耐力が、同条第 2 号の規定によって計算した必要保有水平耐力に 1.25 以上の倍率を乗じて得た数値以上であること。この場合において、平成 19 年国土交通省告示第 594 号第 4 第 5 号イ中「0.3」とあるのは「0.3 に 1.25 以上の倍率を乗じた数値」とする。

b 構造耐力上主要な部分における破壊に対する断面耐力が昭和 58 年建設

省告示第 1320 号（以下 c 及び d において「告示」という。）第 15 第 2 号イの表に掲げる組み合わせによる各応力の合計の数値以上であること。この場合において、表は、K の数値に 1.25 以上の倍率を乗じて適用するものとする。

c 次の(i)又は(ii)のいずれかに適合し、かつ、(iii)に適合していること。

(i) 高さ 31m 以下の評価対象建築物にあっては、告示第 15 第 1 号イ及びロに定めるところによりする構造計算（昭和 55 年建設省告示第 1791 号第 3 第 3 号に定める構造計算に準じた構造計算を除く。）によって確かめられた安全性を有するものであること。この場合において、昭和 55 年建設省告示第 1791 号第 3 第 1 号イ及び第 2 号イに掲げる式は、その右辺に 1.25 以上の倍率を乗じて適用するものとし、同告示第 3 第 1 号ロ中「当該地震力によって生ずるせん断力」とあるのは「当該地震力によって生ずるせん断力に 1.25 以上の倍率を乗じた力」とする。

(ii) 告示第 14 第 1 号に掲げる建築物にあっては、同規定に定めるところによりする構造計算によって確かめられた安全性を有するものであること。この場合において、同号ロに掲げる式は、その右辺に 1.25 以上の倍率を乗じて適用するものとする。

(iii) 告示第 13（第 2 号ニ及び第 3 号における令第 82 条第 4 号の構造計算の部分を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられた安全性を有するものであること。この場合において、告示第 13 第 2 号ハの表は、K の数値に 1.25 以上の倍率を乗じて適用するものとする。

d 告示第 14 第 2 号に掲げる建築物にあっては、プレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階が c (ii) 及び (iii) の規定に、その他の構造部分を有する階がロ① b (iii) の規定に適合していること。

③ 令第 3 章第 8 節（令第 82 条第 4 号、第 82 条の 4 及び第 82 条の 5、①又は②に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定並びに昭和 58 年建設省告示第 1320 号第 13 第 2 号ニ、第 13 第 3 号における令第 82 条第 4 号の構造計算の部分及び第 17 を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

④ 令第 3 章第 1 節及び第 2 節（令第 39 条を除く。）の規定に適合しており、かつ、壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の評価対象建築物にあっては同章第 6 節及び平成 13 年国土交通省告示第 1025 号第 1 から第 7 までの規定に、プレストレストコンクリート造等の評価対象建築物にあっては昭和 58 年建設省告示第 1320 号第 1 から第 12 までの規定（構造計算の種類に応じて令第 36 条第 2 項の規定により適用が除外されるものを除く。）に適合していること。

5 平成 24 年 3 月 21 日付厚生労働省医政局長通知(医政発 0321 第 2 号)
「災害時における医療体制の充実強化について」

医政発 0321 第 2 号

平成 24 年 3 月 21 日

各都道府県知事
各政令市市長 殿
各特別区区長

厚生労働省医政局長

災害時における医療体制の充実強化について

災害医療体制については、平成 7 年の阪神・淡路大震災を契機として、災害拠点病院の整備、広域災害・救急医療情報システム（Emergency Medical Information System：EMIS）の整備、災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team：DMAT）の養成等を行ってきたが、今般発生した東日本大震災での対応において、これまで整備してきた体制等について、課題が明らかになったところである。

これらの課題について、被災地を含めた災害医療関係の有識者が検討する場として「災害医療等のあり方に関する検討会」を開催し、報告書が別添のとおり取りまとめられた。

同報告書では、今後の災害医療等のあり方の方向性として、災害拠点病院に関しては、施設の耐震性、EMISによる情報発信、食料、飲料水等の備蓄、DMAT等の医療チームを受け入れる体制整備等が必要であること、災害時の医療提供体制に関しては、日本医師会災害医療チーム（Japan Medical Association Team：JMAT）をはじめ、大学病院、日本赤十字社、国立病院機構、日本病院会、全日本病院協会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会等の医療関係団体から派遣される医療チーム等の派遣調整を行う体制や関係者間での情報の共有が必要であること等が指摘されている。

同報告書の趣旨を踏まえ、下記の事業を積極的に推進することにより、特に災害時における医療体制の充実強化を図りたい。

なお、同検討会にオブザーバーとして参加した内閣府（防災担当）、消防庁においても本通知の趣旨をご承知いただいているところであるので申し添える。

本通知は平成 24 年 4 月 1 日より適用する。なお、「災害時における初期救急医

療体制の充実強化について」(平成8年5月10日健政発第451号厚生省健康政策局長通知)については、平成24年4月1日付で廃止する。

記

1. 地方防災会議等への医療関係者の参加の促進

防災計画上の医療活動が災害時に真に機能するために、都道府県、政令市及び特別区が設置する地域防災会議、若しくは災害医療対策関連の協議会等に医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の医療関係団体の代表、救急医療の専門家等を参加させることが適当であることから、その参加を促進すること。

また、都道府県は、救護班(医療チーム)の派遣調整等を行うために、災害対策本部の下に派遣調整本部を迅速に設置できるよう事前に計画を策定すること。その上で、都道府県は、災害拠点病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の関係機関と連携して、災害対策本部の立ち上げ訓練を行うとともに、派遣調整本部の設置手順、コーディネート機能を十分発揮できるか、DMAT都道府県調整本部との連携、派遣調整本部における具体的な作業内容などについて確認しておくこと。また、空路参集したDMATに必要な物資の提供や移動手段の確保を行う体制を整備しておくことが望ましい。

2. 災害時に備えた応援協定の締結

災害が発生した場合、最も重要なことは人命救助である。人命救助にあたって、被災地内の医療機関は、自らも被災者となるものの、被災現場において最も早く医療活動を実施できることから、その役割は重要なものである。そのため、都道府県、政令市及び特別区においては、災害拠点病院を初め、公的医療機関、民間医療機関、医療関係団体等との医療に関する応援協定の締結に配慮すること。また、傷病者、医療チーム、医療物資等の緊急輸送に関して、地域の実情に応じて、消防機関、自衛隊、海上保安庁、公共輸送機関等との協定の締結も配慮すること。また、協定を締結した後も、随時見直しを行うことが望ましい。

なお、協定の締結の際には、下記の点に留意すること。

(1) 広域応援体制の整備

近隣都道府県・市町村間において相互応援協定の締結が必要であり、特に大都市を抱える都道府県においては、ブロック内(ブロックとは、当該都道府県を中心にみた場合のものを独自に想定)の複数の都道府県との締結が必要であり、さらに、人口過密地域においては、ブロックを越えた都

道府県間の協定の締結にも考慮すべきであること。

(2) 自律的応援体制の整備

一定以上の規模の災害が発生した場合には、被災地では一定以上の被害が起こっているものと推定し、個別の要請がなくても被災地へ向かうことを内容とする協定の締結を考慮すべきであること。

(3) 医薬品等の確保体制の整備

医薬品等の供給確保については、厚生労働省防災業務計画により各都道府県において策定することとされている「医薬品等の供給、管理のための計画」に基づいて体制を整えておくこと。

3. 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の整備

都道府県は、災害時に医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保、医薬品等の備蓄状況等、災害医療に係る総合的な情報収集及び提供を行われたいこと。このため、災害時に医療機関の状況を把握する手段である広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の導入に努めるとともに、全病院に対して登録（パスワードの付与）を促すこと。また、登録した各機関においては、災害時に迅速で確実な情報の入力を行うため、EMISへ情報を入力する複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行うことが必要であること。さらに、災害拠点病院においては、通信回線が途絶えた際のEMISへの入力も考慮して、衛星回線インターネットが利用できる環境の整備をすることが必要であること。

4. 災害拠点病院の整備

多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からのとりあえずの重症傷病者の受入れ機能を有するとともに、DMAT等の受入れ機能、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、DMATの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する「地域災害拠点病院」を整備し、さらにそれらの機能を強化し、災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」を整備することが必要である。

各都道府県においては、別紙に示す指定要件を満たす災害拠点病院について指定を行い、指定要件を満たさなくなった場合には指定の解除を行うこと。なお、指定又は指定の解除を行った際には、速やかに当職まで報告されたいこと。

また、災害拠点病院は、第一線の地域の医療機関を支援するものであるため、医師会等の医療関係団体の意見を聴き、応急用医療資器材の貸出し要件他を事前に決めておくこと。さらに、都道府県は、災害拠点病院の施設が被災するこ

とを想定して、近隣の広場を確保し、仮設の救護所等として使用する場合がありますことについて地域住民の理解を得ておくことが望ましいこと。

「地域災害拠点病院」については原則として二次医療圏ごとに1か所、「基幹災害拠点病院」については原則として都道府県ごとに1か所整備することが必要であること。

5. 災害医療に係る保健所機能の強化

災害医療においては、災害拠点病院等の医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体、日本赤十字社等の医療関係団体、医薬品関係団体、医療機器関係団体、衛生検査所・給食業者等の医療関連サービス事業者、消防機関、警察機関、精神保健福祉センター、市町村等の関係行政機関、水道、電気、ガス、電話等のライフライン事業者、自治会等の住民組織など様々な関係機関・団体との連携が重要となること。そのため、保健所において日常からその連携を推進するとともに、地域の実情に応じた対応マニュアルを作成されたいこと。

また、EMISに登録し、管轄区域内の医療機関の状況について把握するとともに、医療ボランティアの窓口機能を確保すること。当該システムが機能していない場合においては、電話、FAX若しくは自転車・バイク等を利用して直接医療機関に向いて情報把握又は当該医療機関におけるEMIS等での情報発信の支援を行うこと。

発災時の初期救急段階（発災後概ね3日間）においては、医療に関する具体の指揮命令を行う者を設定することが困難な場合が多いが、災害現場に最も近い所の保健医療行政機関である保健所において、自律的に集合した医療チームの配置調整、情報の提供等を行うこと。そのため、保健所管轄区域や市町村単位等で、災害時に保健所・市町村等の行政担当者と地域の医師会や災害拠点病院等の医療関係者、医療チーム等が定期的に情報交換する場として地域災害医療対策会議を迅速に設置できるよう事前に計画を策定すること。地域災害医療対策会議では、避難所等での医療ニーズを適切かつ詳細に把握・分析した上で、派遣調整本部から派遣された医療チームや自主的に集合した医療チームを配置調整するなどのコーディネート機能が十分に発揮できる体制を整備すること。また、災害後のメンタルヘルス、感染症対策等の健康管理活動については、関係部局からの通達等に基づいて実施されたいこと。

6. 災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施

一般住民に対する救急蘇生法、止血法、骨折の手当法、トリアージの意義、メンタルヘルスなどに関する普及啓発に努めるとともに、医療関係者、行政関

係者に対する災害医療に関する研修・訓練の実施に努められたいこと。

7. 病院災害対策マニュアルの作成等

医療機関は自ら被災することを想定して災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努められたいこと。また、人工呼吸器等の医療機器を使用しているような患者等をかかえる医療機関は、災害時におけるこれらの患者の搬送先等について計画を策定しておくことが望ましいこと。なお、都道府県はこれらの策定状況について確認を行うことが望ましいこと。

8. 災害時における関係機関との連携

都道府県は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。また、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送にあたり、拠点として使用することが適当な民間空港、自衛隊の基地、大規模な空地等をあらかじめ抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。

9. 災害時における死体検案体制の整備

災害時には多数の人が死亡する事態も予想されるため、死体検案業務の指揮命令系統、法医学の修練を積んだ医師の動員等、死体検案体制について、地域防災計画、災害時医療救護対応マニュアル等に定めておくことが望ましいこと。

別紙 災害拠点病院指定要件

- (1) 災害拠点病院として、下記の運営が可能なものであること。
- ① 24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること。
 - ② 災害発生時に、被災地からの傷病者の受入れ拠点にもなること。なお、「広域災害・救急医療情報システム（EMIS）」が機能していない場合には、被災地からとりあえずの重症傷病者の搬送先として傷病者を受け入れること。また、例えば、被災地の災害拠点病院と被災地外の災害拠点病院とのヘリコプターによる傷病者、医療物資等のピストン輸送を行える機能を有していること。
 - ③ 災害派遣医療チーム（DMAT）を保有し、その派遣体制があること。また、災害発生時に他の医療機関のDMATや医療チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えていること。
 - ④ 救命救急センターもしくは第二次救急医療機関であること。
 - ⑤ 地域の第二次救急医療機関とともに定期的な訓練を実施すること。また、災害時に地域の医療機関への支援を行うための体制を整えていること。
 - ⑥ ヘリコプター搬送の際には、同乗する医師を派遣できることが望ましい。

(2) 施設及び設備

① 医療関係

ア. 施設

災害拠点病院として、下記の診療施設等を有すること。

- (ア) 病棟（病室、ICU等）、診療棟（診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等）等救急診療に必要な部門を設けるとともに、災害時における患者の多数発生時（入院患者については通常時の2倍、外来患者については通常時の5倍程度を想定）に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペースを有することが望ましい。
- (イ) 診療機能を有する施設は耐震構造を有することとし、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有することが望ましい。
- (ウ) 通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくこと。また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備につい

て、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。

(エ) 適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水を確保すること。

イ. 設備

災害拠点病院として、下記の診療設備等を有すること。

(ア) 衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備すること。また、複数の通信手段を保有していることが望ましい。

(イ) 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)に参加し、災害時に情報を入力する体制を整えておくこと。すなわち、情報を入力する複数の担当者を事前に定めておき、入力内容や操作方法などの研修・訓練を行っておくこと。

(ウ) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備

(エ) 患者の多数発生時用の簡易ベッド

(オ) 被災地における自己完結型の医療に対応出来る携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品 等

(カ) トリアージ・タッグ

ウ. その他

食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと。その際、災害時に多数の患者が来院することや職員が帰宅困難となることを想定しておくことが望ましい。

また、食料、飲料水、医薬品等について、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整えておくこと(ただし、医薬品等については、都道府県・関係団体間の協定等において、災害拠点病院への対応が含まれている場合は除く)。

② 搬送関係

ア. 施設

原則として、病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有すること。

やむなく病院敷地内に離着陸場の確保が困難な場合は、必要に応じて都道府県の協力を得て、病院近接地に非常時に使用可能な離着陸場を確保するとともに、患者搬送用の緊急車輛を有すること。

なお、ヘリコプターの離着陸場については、ヘリコプター運航会社等のコンサルタントを受けるなどにより、少なくとも航空法による飛行場外離着陸場の基準を満たすこと。また、飛行場外離着陸場は近隣に建物が建設されること等により利用が不可能となることがあることから、航空法による非公共用ヘリポートがより望ましいこと。

イ. 設備

DMA Tや医療チームの派遣に必要な緊急車輛を原則として有すること。その車輛には、応急用医療資器材、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等の搭載が可能であること。

(3) 基幹災害拠点病院

- ① (1) ③について、複数のDMA Tを保有していること。
- ② (1) ④について、救命救急センターであること。
- ③ 災害医療の研修に必要な研修室を有すること。
- ④ (2) ①ア. (イ)について、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有すること。
- ⑤ (2) ②ア.について、病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有すること。

(4) その他

災害拠点病院の指定に当たっては、都道府県医療審議会等の承認を得ることとし、指定されたものについては医療計画に記載すること。また、都道府県は指定した災害拠点病院が要件に合致しているかどうかを毎年（原則として4月1日時点）確認し、指定要件を満たさなくなった場合には指定の解除を行うこと。なお、既に指定している災害拠点病院であって、要件を満たしていないものについては、(1) ③については平成26年3月までに保有することを前提に、(1) ④、(2) ①ア. (イ) 及び(2) ②ア. については当面の間、指定を継続することも可能とする。

指定又は指定の解除を行った際には、その内容について厚生労働省に報告すること。

なお、災害拠点病院は、厚生労働省及び都道府県の行う調査に協力すること。

6 一時滞在施設における帰宅困難者受入に係る協定について

以下に、一時滞在施設における帰宅困難者受入に関する協定の記載項目を例示します。

あくまでも参考にお示しするものですので、例示どおりの内容とする必要はありません。地方公共団体と一時滞在施設所有者との間において必要な事項を定めてください。

ただし、一時滞在施設の所在地等取り決め上必要不可欠な事項以外に、次に掲げる事項については制度要綱上定めることを要件としておりますので、必ず協定に含めるようにしてください。

(一般的に必要な事項以外に必ず定める必要がある事項)

- ・帰宅困難者の受入予定人数【記載例の第3条第4号】
- ・災害発生時における帰宅困難者への一時滞在施設に関する情報の周知方法及び一時滞在施設への誘導方法(地方公共団体の役割として記載)【記載例の第5条第1項】

《イメージ》

災害時における帰宅困難者の受入に関する協定書

〇〇市(以下「乙」という。)と施設所有者〇〇(以下「甲」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時拠点強靱化緊急整備事業により整備した一時滞在施設について、大規模災害発生時等において帰宅困難者が一時滞在することが可能となるよう、当該施設の管理の方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定における用語の定義は、災害時拠点強靱化緊急整備事業制度要綱(平成26年4月1日国住街第165号)に定めるところによるものとする。

(一時滞在施設)

第3条 協定の対象となる一時滞在施設の内容は、次に掲げるとおりとする。

- 一 一時滞在施設の名称
- 二 所在地
- 三 一時滞在施設の面積及び位置
一時滞在施設の面積 〇〇, 〇〇〇 m²
内訳
〇階〇〇〇〇 (〇〇〇 m²)、屋上〇〇〇〇 (〇〇〇 m²)
- 四 帰宅困難者の受入予定人数 人

五 帰宅困難者向けの備蓄倉庫の面積及び位置

帰宅困難者向け備蓄倉庫の面積 ○○, ○○○㎡

内訳

○階○○○○ (○○○㎡)、○階○○○○ (○○○㎡)

(変更の協議)

第3条 甲は、対象施設の増改築等により、前条の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ乙と協議するものとする。

(帰宅困難者受入の要請等)

第4条 甲は、地震又は風水害その他の災害により、○○となったとき、帰宅困難者の受入に係る次に掲げる事項への協力を乙に対して要請することができる。この場合において、甲は、○○となったとき、速やかに乙に協力要請するものとする。

一 乙の所有する一時滞在施設における帰宅困難者の受入

二 第6条に規定する備蓄品及びトイレの帰宅困難者への提供

三 一時滞在施設における帰宅困難者の誘導及び災害関連情報の提供その他
帰宅困難者に対する支援

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、一時滞在施設の被害状況を調査し、受入の可否について速やかに回答するものとする。

(注) 否の場合：余震等による二次被害発生のおそれが高いと見込まれる場合

3 乙は、帰宅困難者の受入が可能な旨回答した場合には、最大限に可能な範囲でこれに協力するものとし、一時滞在施設及びその敷地内の人目につきやすい場所において一時滞在施設である旨の掲示するものとする。

4 第1項に規定する要請は、要請の理由、要請の期間その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭で要請することができる。

5 甲は、前項ただし書きの規定により口頭で要請した場合には、当該要請後速やかに乙に対して前項の文書を提出するものとする。

(一時滞在施設に関する情報提供等)

第5条 帰宅困難者の円滑な受入を図るため、甲は、乙から前条第2項の規定により受入可の回答があったときは、○○により、一時滞在施設の開設状況等の情報を帰宅困難者等に提供するとともに、○○により一時滞在施設に誘導するものとする。

2 乙は、甲が行う前項の活動について、可能な範囲でこれに協力するものとする。

(備蓄品)

第6条 一時滞在施設において、帰宅困難者に提供するために保管する備蓄品の品名及び数量は別表のとおりとする。

2 乙は、一時滞在施設の整備後速やかに備蓄品を購入するとともに、その更新及び管理を行うものとする。

(受入期間)

第7条 前条第1項の規定により乙が協力する期間は、甲が協力を要請した日から起算して3日以内とする。ただし、乙が認めるときは、この限りでない。

(受入の報告)

第8条 乙は、第3条第1項の規定による要請に協力したときは、その受入人数及び受入期間等の乙の受入実績に係る情報を記載した書面により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第9条 甲は、第3条第1項の規定による要請に係る活動費用（災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の法令の適用がある費用を除く。）が乙に生じたときは、当該費用を負担するものとする。

2 乙に生じた費用のうち第1項に掲げる費用以外の費用については、乙が負担するものとする

(又は)

2 乙に生じた費用のうち第1項に掲げる費用以外の費用の負担については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(原状回復)

第10条 甲は、災害時に一時滞在施設として使用した場合において、当該施設及び備品等を汚損し、又は破損したときは、甲の負担により原状に回復するものとする。この場合において、乙が原状回復したときは、甲は、その費用を負担するものとする。

(又は)

第10条 災害時における一時滞在施設としての使用に伴う当該施設及び備品の汚損又は破損については、甲乙協議の上、弁済の要否及びその方法について決定するものとする。

(損害補償)

第11条 甲は、第3条第1項の規定による要請に係る乙の活動に従事する者に損害が生じたときは、「〇〇の条例」の適用があるときに限り、同条例の規定によりその損害を補償するものとする。

(災害時連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、災害時の連絡体制を確実なものとするため、災害時における双方の連絡責任者を文書により通知する。なお、責任者の変更があった場合は、速やかに連絡をするものとする。

(災害時の情報共有)

第13条 甲及び乙は、第3条の要請に基づく、帰宅困難者の受入期間中に得た情報を相互に提供し合い、情報の共有化に努めるものとする。なお、乙は、関

係行政機関に対し、防災に関して必要な情報提供を行うことに同意するものとする。

(地位の承継) <例：市街地再開発事業の場合>

第14条 この協定に基づく、乙の一切の権利・義務は、〇〇市街地再開発事業による施設建築物の竣工後、その管理を行う組織の成立をもって、当該組織が承継するものとする。

2 前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は遅滞なく、文書により甲に通知する。

(秘密保持義務)

第15条 甲及び乙は、この協定の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。第18条に規定する有効期間が終了した後も同様とする。

(協議)

第16条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の変更)

第17条 甲又は乙は、この協定を変更するときは、3か月前までに文書によりその旨を通知するものとし、甲及び乙が協議の結果合意に達した場合は、次条に定める有効期間内であっても本協定を変更することができる。

(協定の効力)

第18条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から一時滞在施設が存続するまでの期間とする。

(又は)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から10年が経過する日の前日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲及び乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申し出がないときは、さらに10年間延長するものとし、以降も同様とする。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住 所
氏 名
乙 住 所
氏 名

IV 災害時拠点強靱化緊急促進事業に関する問合せ先一覧

1 国土交通省

本事業に関すること及び基礎事業のうち国土交通省所管事業に関することは下記に問い合わせください。

○住宅局市街地建築課 03-5253-8111（内 39654、39655）

本ガイドブック掲載の事業要件や補助対象は災害時拠点強靱化緊急促進事業に係るものですので、これらの事項に関しましては国土交通省にお問い合わせください。

2 文部科学省

本事業の基礎事業のうち、文部科学省所管事業に関することは下記に問い合わせください。

○大臣官房文教施設企画部

【国立学校施設への支援について】

計画課技術係

03-5253-4111（内 2301）

【公立学校施設への支援について】

施設助成課整備計画係

03-5253-4111（内 2462）

○高等教育局私学部

【私立学校施設への支援について】

私学助成課総括係

03-5253-4111（内 2544）

3 厚生労働省

本事業の基礎事業のうち、厚生労働省所管事業に関することは下記に問い合わせください。

○厚生労働省医政局指導課災害医療係 03-5253-1111（内 2548）

4 地方公共団体

地方公共団体の担当部署については、今後追加予定です。